

第百五十回国参議院經濟・産業委員会會議録第二号

平成十二年十一月九日(木曜日)
午前十四時四分開会

委員の異動

十一月九日

辞任

平田 健二君
統 訓弘君

補欠選任

山下八洲夫君
弘友 和夫君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

加藤 紀文君

委員

保坂 三蔵君
山下 善彦君
円より子君
山下 芳生君
梶原 敬義君
加納 時男君
倉田 寛之君
陣内 孝雄君
畑 恵君
真鍋 賢二君
吉村剛太郎君
足立 良平君
平田 健二君
本田 良一君
山下八洲夫君
藁科 満治君
弘友 和夫君
山下 栄一君
西山登紀子君
水野 誠一君
渡辺 秀央君

政務次官

通商産業大臣 平沼 赳夫君
官(経済企画庁長官) 堺屋 太一君
通商産業政務次官 坂本 剛二君
官 伊藤 達也君
官 小野 晋也君

事務局側

常任委員会専門員 塩入 武三君

政府参考人

警察庁生活安全局生活環境課長 佐藤 正夫君
経済企画庁国民生活局長 池田 実君
文部省初等中等教育局長 御手洗 康君
通商産業大臣官房商務流通審議官 杉山 秀二君
通商産業省生活産業局長 林 良造君
労働省職業安定局高齢・障害者対策部長 上村 隆史君
参考人 国民生活センター理事長 糠谷 真平君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(加藤紀文君) ただいまから経済・産業

委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、統訓弘君が委員を辞任され、その補欠として弘友和夫君が選任されました。

○委員長(加藤紀文君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に警察庁生活安全局生活環境課長佐藤正夫君、経済企画庁国民生活局長池田実君、文部省初等中等教育局長御手洗康君、通商産業大臣官房商務流通審議官杉山秀二君、通商産業省生活産業局長林良造君及び労働省職業安定局高齢・障害者対策部長上村隆史君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○委員長(加藤紀文君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(加藤紀文君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に国民生活センター理事長糠谷真平君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○委員長(加藤紀文君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(加藤紀文君) 訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案を議題といたします。

参考人から意見を聴取いたします。糠谷参考人。

○参考人(糠谷真平君) 御説明をさせていただきます。

私も国民生活センターにおきましては、全国各地の消費生活センター四百のうちの約六割とネットワークを結びまして、各地からの消費生活相談情報の収集に努めております。この消費生活情報ネットワークシステム、PIO-NETと通称呼んでおりますけれども、そこには平成十一年度におきまして約四十五万件の相談情報が寄せられております。その情報を中心に御説明をさせていただきます。

今回提案をされております訪問販売法及び割賦販売法の一部を改正する法律案の主要点は、私も三点と理解をいたしております。第一は、内職・モニター商法について現行の訪問販売法等では対応できないことから必要な規制を新設する。第二は、マルチ商法について脱法的な取引形態や誇大広告の横行によるトラブルが拡大をしていることにかんがみまして規制を強化する。第三は、インターネット通販における消費者トラブルに対応した規定の追加をする。主要な点はその三点と理解をいたしまして、それにつきまして御説明をさせていただきます。

順次御説明をいたします。

第一は、内職・モニター商法に係るトラブルの状況でございます。

私どもの把握をしておりますPIO-NETの情報によりますと、内職・モニター商法にかかわります苦情相談件数は、平成七年度が五千六百七十七件、平成十一年度が一万七千三十四件というところで、三倍以上に急増をいたしております。平成十二年度、今年度に入りましてから最近まででございますけれども、約六千件でございます。平成十一年度が、幾つかの内職・モニターをやってお

ります事業者の倒産といえますか、そういうことがございまして、平成十一年度は相談件数が急増したということがございますので、それに比べますと今年度の状況は鈍化をしておりますけれども、依然として高水準が続いている、こういうことでございます。

具体的な事例を幾つか申し上げますと、代表的なものとしたしましては、パソコンを使った入力内職商法あるいはあて名書き、清書の内職商法、それから着物や布団のモニター商法といったようなものがございまして、

一、二申し上げますと、例えばパソコンでございませうけれども、パソコンを購入すればパソコンを使った内職をあっせんするというように電話で勧誘をされまして、数十万円のパソコン、これはソフトも含んでございませうけれども、購入をした。それで、勧誘の際には月に五万から十万の収入になるといふ話だったけれども、内職のあっせんは少なくて期待した収入は上がらなかったというようなことがございまして、

また、モニター商法で、着物のモニター商法でございませうけれども、着物のモニターとして働かないかと勧誘をされまして、モニターとしての業務は展示会場で月一、二回の接客業務だというように説明だった。モニターの報酬としまして着物のクレジット支払い額相当額以上を毎月支給する、こういう約束のもとに自分名義のクレジットで約百万円の着物を購入した。最初のうちは約束どおりモニター料の支払いがあったわけですが、以後のクレジットの支払いは自分で支払わざるを得なくなったというようなことがございまして、

こういったトラブルに共通して見られる特徴でございませうけれども、一つは、勧誘の際に仕事の提供による高収入が得られるかのような説明があったけれども、実際には約束が果たされず、ほとんど仕事を提供してもらえないということがございまして、

それから、勧誘の際に言われていたほどの収入が得られないので契約を解除したいと思っているけれども、仕事や収入の具体的な条件については口頭で説明を受けただけだったので文書が残っておらず、事業者は勧誘時にそんな説明はしていないと主張するということがございまして、

また、広告には高収入が容易に得られるような記載がなされていたので、電話で連絡をとって説明会に出向いたところ、強引に商品購入を勧められて契約をしてしまった。

それから、事業者が倒産をしてしまつて、これは昨年などもあったこととございませうけれども、倒産をしてしまつて仕事の提供は全くなされなくなつたけれども、商品購入によるクレジットの負担のみが残っているというようなことがございまして、

マルチ商法に係るトラブルの増加の背景といったしましては、私もいわれるマルチまがいというふうな言つておりますけれども、規制逃れの取引形態によるトラブルが多いということとございまして、販売組織に入会する際の契約上の負担額を二万円未満にしながら、実際にはその後の商品購入等により高額の負担を負わせるような形態が多いというところでございまして、

こういうこととございませうけれども、今般の法改正がなされますとどのような効果が期待をされるかということとございまして、先ほどから申し上げましたように、契約に関するいろいろなトラブルがございませうが、契約締結前の書面交付義務あるいは不適切な勧誘行為というようなものが禁止をされるということになりますと、顧客が取引の内容を適切に理解した上で契約をすることが可能になる、あるいは強引な契約締結を防止することができるといふようなことが期待をされるわけとございまして、

それから、クーリングオフ規定がございまして、契約を締結いたしました後に冷静に考え直すという期間が可能になるというようなことがございまして、

それから、先ほど事業者が倒産をしてしまつてクレジットだけが残るといふことを申し上げましたけれども、割賦販売法上の抗弁権の接続という措置がとられるようになりますと、顧客はクレジット会社からの支払い請求を拒むことが可能になるというふうなことで、内職・モニター商法に伴いますいろいろな消費者被害の防止に大きな効果が期待をされるということではないかと思ひます。

第二番目が、マルチ商法に係るトラブルでございます。これも平成七年度と十一年度の数字を申し上げますと、平成七年度が六千六百五十六件、平成十一年度が一万七千八百四十二件でございまして、三倍近くの急増でございまして、平成十二年度は、最近まで約七千三百件というところで鈍化はしてきておりますけれども、依然として高水準であるというところでございまして、

マルチ商法に係るトラブルの増加の背景といったしましては、私もいわれるマルチまがいというふうな言つておりますけれども、規制逃れの取引形態によるトラブルが多いということとございまして、販売組織に入会する際の契約上の負担額を二万円未満にしながら、実際にはその後の商品購入等により高額の負担を負わせるような形態が多いというところでございまして、

一例を挙げますと、これは親からの相談でございませうけれども、娘が化粧品店のマルチビジネスを始めた、入会金一万円を支払つて入会をし、その後借金をして化粧品を約三十万円分購入した、さらに一年程度の間商品を買ひ込んで借金は二百万円以上に拡大した、ビジネスをやめるようにと説得をしているけれども、組織の上の者から言われたことをうのみにして、将来百万から二百万円の月収が入るのだから今返せなくても構わないと言っているというふうなことがございまして、

それから、これに関しましては広告に関するトラブルも多々ございまして、インターネットや雑誌上で誇大広告がなされて、これがきっかけになつて取引に引き込まれるというふうなケースがふえてきていると見られます。

一例を挙げますと、例えば健康食品のマルチ商法に関する雑誌の広告で、月収百五十万円以上が可能だ、だれでも参加しやすいなどの広告の記載がありませうけれども、どのような方法で利益が得られるのかといった具体的な説明はないといったようなものが見られるわけとございまして、共通いたします。

たしまして特に二十歳代を中心とした若年層におけるトラブルが見られるということとございまして、

今回の法改正におきまして、広告規制が強化される、規制対象者が従来の統括者、本社だけではなくて個人勧誘員にも規制がかかるようになること、表示事項が追加をされる、誇大広告が禁止をされるということと被害の防止に効果があると考へられますし、さらに、規制逃れの防止といったしまして、負担額二万円という負担額の下限額が廃止をされるということになりますと、大きな効果が期待をされるのではないかと考えているところでございまして、

第三番目が、インターネット通販に係るトラブルの状況でございます。

私も国民生活センターにおきましては、最近、インターネット商取引に関するトラブルが大変ふえてきておりますので、私も特別調査と申しておりますけれども、インターネット消費者トラブルの実態調査というのを行ひまして、十月下旬に発表をしたところでございまして、

それによりますと、インターネット通販に関しましては、平成七、八年度まではごくわずかでございまして、平成十一年度には一千件を超えるという状況になっております。今年度に入りましてからも増加のテンポは衰えておりませんで、最近まで約八百件というところで、前年度をかなり上回るペースで増加をしているというところでございまして、

トラブルの例としてはいろいろなことがございまして、特に多いのは、申し込んだけれども商品が届かないとか、届いたものは考えていたのと違ふとか、連絡をとろうとしても相手と連絡がとれないとかいふのがございませうけれども、もう一つ多いものとしたしましては、画面上なかなかわかりにくい画面になっているので、操作ミスでトラブルが起るということとございまして、例えば、無料サービスのような画面だったので、無料と思ひ

てクリックをしたら有料の申し込みになっていて代金を請求されたとか、あるいは一つ注文をするつもりだったけれども、うっかりして二回クリックをしてしまったというところで商品が二つ送られてきてしまったというようなことがございます。

今回の法改正におきまして、ネット通販における消費者トラブルの対応といたしまして、今申し上げましたような誤った注文によりまして、トラブルが増加していることに対応するために、わかりやすい画面表示を行うというのを事業者が義務づけるということは、今申し上げました申し込みエラーによるトラブルの増大の防止に寄与するものと思っております。

ただ、インターネット通販にしましてはいろんな先ほどから申し上げておりますようにトラブルがございまして、基本的にはより広い範囲での検討ということがこれからのインターネット時代に必要ではないかと思っておりますけれども、第一段階の措置として、今回の改正で今申し上げましたような画面表示をわかりやすくすることの義務づけは有効な措置ではないかと思っております。

以上、私どもの把握しておりますPIONNETの情報を中心に御説明をさせていただきます。

○委員長(加藤紀文君) ありがとうございます。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○加納時男君 おはようございます。自由民主党の加納時男でございます。

増」ということでございます。ここに書いてあることと今のお話を絡めて理事長に伺いたいと思うわけでございます。

先ほど鎌谷さんの御説明で、この四年間で、内職・モニター、それからマルチ商法に関する苦情相談といいますが、相談が三倍程度にふえている、それから最近ネット通販が出てきたので、これに伴う相談もふえているというお話がございました。今回の法改正はこういった最近の情勢変化に対応するものであるという御説明で、御説明の内容は非常にわかりやすかったのですがよく背景もわかりました。ありがとうございます。

お話を伺っていて疑問に思ったことが一つございます。例えば国民生活センターを初めとして、これまでさまざまな消費者の苦情相談窓口というのが大きな役割を果たしてきたし、消費者の苦情相談をとらえてまた法改正をしていくということ、国会とも連携をとってやってきたと思うんですが、

今までの、国民生活センターもそうですけれども、消費者に着目してその保護を図るといいますか、消費者がビジネスからのサービスの提供、財の提供について不安があるといったことを取り上げていて、法に欠陥があるのかあるいは商行為に問題があるのか、こういったことを解決してきた。今はやりの言葉で言うと、BツーCだったと思うんです。ビジネス・ツー・コンシューマー。つまり事業者が消費者に対して情報の提供が不十分ではないかと。こういったBツーCだったと思うんですが、私は、内職・モニター商法は違うんじゃないかという気がしてならないわけなんです。

内職・モニター、今まさに御説明があったとおり、確かにパソコンを買わせたり、何か着物を買わせたりしなくても、これはあくまでもそれをやることによって商売ができますよと。つまり、新しい仕事でパソコンをやることによって、本当にできるかどうかかわかりませんが、ソフットの開発をやったので商売になりますよ、だ

からパソコンの代金は結果的にあなたは負担しなくていいんですよ。着物もそうです。モニターをやらなければいけませんよ。モニターで何か感想も言ってくれば着物がたになりますよと。いうんですけれども、これはBツーCではなくて、私は、明らかにBツーBではないか、つまり事業者が事業者というところに今の問題が来ているんじゃないか。

弱い者を保護するというのは何といたしても政治家の立場からすると原点には当然あるわけでございますけれども、私は、ビジネスをやる以上は少なくとも自分のことは自分で責任を負う、自己責任原則というのがビジネスの根本にある。ビジネスをやったけれども、何となく被害に遭ったから、かわいそうだから助けてください、助けましよう、これではビジネスというのは私は自立できないだろうと思えます。冷たいように一見聞こえますけれども、このBツーBだということに前提に立ちながら、しかし現実にも今こういうことでまされて被害者が生じていることも事実でありますので今回の法律は私にはいいと思えますけれども、一つ非常に疑問があるのは、BツーCの時

代からBツーBまで今回踏み込んだ、そこについて理事長としてのお考えといえますか、御感想を伺いたいと思っております。

○参考人(鎌谷真平君) 今回の改正がBツーCにかかわることなのかBツーBなのかということ、あるいは通産省から答えになった方がよろしいことかとも思いますが、お尋ねでございますので、私の感想というふうに今委員御指摘でございますので申し上げさせていただきますと、確かに内職商法、それで少し何か家計の足しになるんじゃないか、お金が入るんじゃないかというところで、動機がそうだとすることは私もそのとおりだと思えますけれども、取引の実態を見ますと、やはり物を売るあるいは役務を売るといいますか、そういったことを中心に成り立っているというところでございますので、取引の実態からすれば、事業者というふうにとらえていいのか、や

はり消費者はそれで余り負担がなく物が買えるんじゃないか、サービス提供が受けられるのではないかと期待からやっているという側面が大きいのではないかなど、こういう感想を持っていますのでございます。

○加納時男君 ありがとうございます。

これは質問というよりも要望になりますけれども、国民生活センターさんにも、また行政におかれましては、私は賢い消費者を育てる、消費者に知識を持ってもらってしっかりするということをずっとやってこられたと思うんですが、今まさに理事長からお話があったように、今回の内職・モニター商法の問題というのは、一見BツーBに見えても、実はビジネスの方から見るとBツーCとして利益を得たいというところがはっきりしているわけです。

こういうときに、どうしてもBになる人についてはとりあえず私はやっぱり保護が必要だと思っておりますので今回の法律に賛成なんですけれども、これに加えて、賢い消費者から今度は賢いビジネスマンといえますか、ビジネスマンかウーマンかわかりませんが、非常に内職というのはい見消費者のようでありビジネスのようでもある、非常にグレーなところもあります。こういった方々がしっかりとした知識を身につけて、法律知識も身につけて、ビジネスとしても自立できるように、そういう自立する社会をつくっていくことが、今、日本で一番欠けている。依存社会だと思うんです。

今、日本がこんなだめな国に一見なってきたのは、何でもお願いします、悪いのは政府だ、悪いのは自民党だ、悪いのはどこだ、ほかの政党の名前は言いませんけれども、何だと言った人のせいにするところに私は日本のだめになった根本の根本があると思うので、今度の内職商法に対する法規制は必要ではありますけれども、あわせて、やはり自立する消費者、それから自立するビジネスといったことをぜひこれから志向していきたい、そういう方向で行政のかじ取りを大臣に

ました。

これは割賦販売業者がいわゆる訪問販売を行う場合に、消費者の自宅などにおきまして契約の申し込みを受けた際に、その申し込みの中身の内容を記載した書面をその場ですぐに交付するということを義務づけている規定でございます。

これは、訪問販売の際に、その段階では契約の締結に至らず契約の申し込みだけにとどまる場合があり、その際に、消費者がどういう申し込みをしたか、その内容を確認して、後で契約の締結に至ったときにその内容が当初の申し込みと違っていないかどうか、こういうことを確認できるようにするために設けているということでございます。

また、割賦販売法五条につきましては、購入者が遅延をしたときに割賦販売業者がそれを理由にして契約を解除したりするような場合に、一定の期間を置きまして書面で催告をするというようにことが義務づけられております。これは、催告といういわば非常に重要な警告とも言えるようなものが正確かつ確実に消費者に伝わるということを担保するというような観点から、書面で催告を義務づけるというような趣旨に出ているものでございます。

○加納時男君 どうもありがとうございます。私も、きょうこの質問をする前に、国会図書館にお願いして、内職・モニターですとか割賦販売で実際に苦情になったような記事を三十件ほど届けてもらって全部読んできたつもりでございます。

その中で一番感じたのは、今お話しになったようなところでございます。口頭で話したためによく確認できなかった、また話し方があいまいであった、都合の悪いことはやめと言いか黙っちゃるか、そういうので確認できていないというのが結構多かったもので、そういう意味ではあいまいな表現と悪質な勧誘に対して、証拠として書面を交付させておくと後で訴訟になったときに有利だと思えます。これは大変私は書面交付は重要な

な前進の一步だと思えます。

その上での質問ですけれども、今これだけ電子化している時代に書面交付を電子書面ではだめなんでしょうか。今回の法律を見たら、電子書面というところはちょっと読めないし、一括法でもたしか対象になっていないんじゃないかと思えますが、この辺どうでしょうか。

○政府参考人(杉山秀二君) お答えを申し上げます。

ただいま御指摘がございました訪問販売法五十五条による書面でありまして、あるいは割賦販売法第四条の二に基づきます書面というものは、先生おっしゃいますように、消費者の保護の観点から大変重要な書面であるかというふうに考えております。

もちろん、いろんな実際上のニーズがあるかどうか、あるいは消費者がそれに応ずることが利便性を増すかどうかといったような観点も含めて、総合的に電子書面でもいいかどうかというのを判断するわけでございますが、ただいま申しましたように、これら書面につきましては、依然として消費者の保護を徹底する観点から、文書によってきちんと交付をするということが重要であるかというふうに考えております。今のところでは、こういった書面につきましては電子書面に対応することはしない、適当ではないというふうに考えているところでございます。

○加納時男君 電子書面では不十分だとおっしゃるんですけども、かなりの書面が電子書面で処理できるようになってきているのが世の中の科学技術の進歩の成果だと思っておりますので、今回はこれであったとしても、今後の課題としてはぜひ電子書面化ということも考えてほしい。

いつまでも消費者は無知である、そして保護しなければならぬということから、消費者も学習をしていくというふうなことをきょう一貫して申し上げているつもりであります。少なくとも電子取引をするような人々が出てきている時代には、書面交付も電子書面交付でもいいのではない

かと私は思いますけれども、きょうのところはこれで結構ですけれども、今後の課題としてぜひ検討をお願いしたいと思います。

今の御回答の中で、割賦販売法第二十九条の四等についてお話がありました。そこで、抗弁権の接続についても話題を移してみたいと思います。

割賦販売法の二十九条の四と三十条の四で、割賦購入あっせんにかかわる販売の方法による指定商品の販売等であつて、またわかりにくい言葉ですけれども、業務提供誘引販売個人契約にかかわるものについては割賦販売購入あっせん業者に對する抗弁を認める、簡単に言うと抗弁権の接続に抗弁権の接続を認めるのでしょうか。

○国務大臣(平沼赳夫君) お答えをいたします。内職・モニター商法におきましては、販売される物品が高額に及ぶ場合が、さつき鎌谷理事長のお話にもございましたけれども、あるわけであります。その代金の支払いにクレジットが利用されまして、その支払いについて先ほど御指摘のようにトラブルが多発しているわけであります。

これまでの被害事例を見ると、これも先ほどのお話にありましたけれども、一件当たり数十万円あるいは何百万円というような大変な額になっているわけでありまして、それらの代金の支払いというものは多くの場合はクレジットを利用して、こういうことであります。

こうした取引について、約束した内職の提供が行われなくなった場合には消費者は予定していた収入が得られないわけであります。その結果、消費者にはクレジット会社に対する債務だけが残り、こういうことになり、これが大変大きな社会問題にもなっているわけであります。

内職・モニター商法における取引は外形的には事業者取引のように見えます。先ほど委員もそのようにちょっと御指摘になられましたけれども、事業者取引のように見えますけれども、実質的には事業にふなれた個人が行う消費者取引であるわけでありまして、したがって、そのような取引

引を行う消費者はやっぱり十分に保護をしなければならぬ。このため、今回、内職・モニター商法において販売業者との間で、例えば倒産により内職の提供が受けられなくなったとか販売業者が契約を適切に履行しない、こういったトラブルが生じた場合には消費者がクレジット会社からの支払い請求を拒絶できるように抗弁権の接続の規定を適用することにいたしましたわけでございます。

○加納時男君 おっしゃるとおりです。大臣、おっしゃるとおりモニター商法の中には悪質なものもありますので、購入者の保護ということで抗弁権の接続を認めたというのは私はわかりません。確かに購入者の保護は大切なんですけれども、この抗弁権の接続を認めると、今度は信販業者ですね、ここで言っている割賦購入あっせん業者という、法律用語ですけれども、易しく言えば要するにクレジット会社といいますが信販業者だと思ふんですけれども、このリスクが大きくなるんじゃないかということを思うんですけれども、これはいかがでしょうか。

○国務大臣(平沼赳夫君) 委員御指摘のとおり、内職・モニター商法に抗弁権の接続を認めることにより、信販会社は、内職・モニター商法を行う販売業者である加盟店が消費者トラブルを起こしたり倒産した場合、消費者に支払い請求を拒絶されてしまつて、結果的には大きな損失をこうむるというリスクを負うことになります。

しかしながら、信販会社と販売業者との間には加盟店契約のように継続的かつ密接な関係が存在しているわけです。すなわち、信販会社は販売業者と加盟店契約を締結するときに十分に審査を行ったり、その後も加盟店の取引情報を管理できる立場にあるわけです。したがって、信販会社にはみずからの加盟店管理の努力を強化することによりこのようなリスクを小さくすることができると考えられます。信販会社にこのような責任が課せられることにより、むしろ信販会社による加盟店管理が徹底され、結果として悪質な業者が駆逐される、こういうことを通じてクレジットを

用いた取引において消費者トラブルの発生が抑制されることが期待されるものであります。
しかし、委員御指摘のように、やはり消費者も本当にこの自己責任の中においてこういうトラブルに巻き込まれないような、そういうやはり消費者の意識向上というものは先生おっしゃるよううにこれからの必要だ、こういうふうな思っております。

○加納時男君 ありがとうございます。

この抗弁権の接続については、私は、今お話がありましたとおり、与信契約を締結する以上、信販会社が販売会社の信用を調査するというのは当然のことだろうということで、警鐘の意味もあるというふうに理解をいたします。

最後の質問になりますけれども、オンライン・トラスト・マークについて伺いたいと思います。

二カ月は前だったですか、ことしの九月二十五日に産業構造審議会の消費経済部会の提言が出ました。その中で、今まさに大臣がおっしゃったことですけれども、消費者が自己責任を担うために必要な情報や知識が提供されることが必要だろうということをおっしゃっています。

そのために産業の側からの情報提供の例としてオンライン・トラスト・マークという制度を挙げられております。これは一定の企業活動基準を充足する企業を第三者機関が認証して表示するものであります。その結果、消費者が信頼できる企業を選択するときに大変わかりやすい情報だということなことがこの提言の中に入っております。この制度は日本でもスタートしております。ことしの六月でございすけれども、日本通販と日本商工会議所、日商が共同でスタートしたというふううにこの報告書に書いてございました。

きょうは十一月でございます。まだ半年たちませんけれども、これ通産省の方に伺いたいんですが、何か実績がわかったら教えてください。

○政務次官(伊藤達也君) 今、先生御指摘がございましたように、消費者が店舗を選択するに当たってその判断基準となる情報を業界側から提示

をしていくということは極めて重要であります。その中で、オンライン・トラスト・マーク制度というものは極めて有効な制度だというふうに思っています。私も承知をいたしておりますのは、昨日、十一月八日までこの企業審査、トラスト・マーク制度の企業審査を受けた企業が既に三百三十八社いるというふうにお伺いしております。

○加納時男君 今のはちょっとびっくりしたんですけれども、これ六月にスタートして三百三十八社というのは、私はこれは久しぶりのと言っちゃいけないんですけれども、ヒット商品じゃないかと思っております。こういったこともやはりきょう一貫して申し上げている賢い消費者、企業を見分け、商品を見分け、契約を見分ける消費者に対する情報提供としては一つはヒット商品になるんじゃないかと思っております。これに期待したいと思っております。

これは、例えばいろいろなトラブルが起こったときに裁判で争うというのがありますけれども、もう一つ裁判外の紛争処理というのがあります。ざいいますよね、ADRと言っていますけれども、こういったものにもこの制度は役立つとお考えでしょうか、伺いたいと思います。

○政務次官(伊藤達也君) このマーク制度は、マークを付与することとあわせて、いわゆるマーク取得企業と消費者との間でネットにかかわるトラブルあるいは苦情が生じた場合にその解決に向けてあつせんを行うということとしております。

消費者にとりましては、やはり利用しやすく、そして実効性のあるADRのような制度が整備されていくということは、インターネット通販が健全に進展していくためには大変有意義なものだというふうに考えておりますので、こうしたマーク制度の普及とともに、紛争の処理あるいは苦情を処理していくという機能が充実していくことを私たちも期待しているところであります。

○加納時男君 あと一分ですと結びとさせていただきますが、きょうの質疑を通じて非常に感じたことは、世の中が急速に変化して、それに

伴ってネット通販を初めとして新しい取引が出てきているわけでございます。従来から単に保護するというだけではなくて、消費者、そしてB・Cといった新しいパターンも出てきておりますので、そういった方々の自立を一層進めていく、そういう行政をぜひお願いしたいと思っております。そういうことをお願いして、私の質問を終わりたいと思っております。

ありがとうございます。

○山下栄一君 公明党の山下でございます。

午後の質問の予定が午前中になりましたもので、所管外の文部省、それから警察の方に大変御迷惑をおかけしたわけでございますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

先ほどから国民生活センター理事長の話、また加納委員の御質問に対する通産大臣、また政務次官等のお話を承つてもわかりますとおり、世の中の進歩とともに、特にこの経済取引、商取引の新しい商法、新しい商法も消費者のためになる商法だったらいんですけれども、悪知恵を働かせて消費者を不幸に陥れるという、そういうふうなところが特にこの不景気の中で続いている。続いておるだけじゃなくてふえている。そういう現場の苦しみ、悩み、消費者のそういう訴えに対してなかなか適切な手を打つことができない。大変な被害額、大変な犠牲者を出して初めて法規制とかいうようなことが繰り返されているという状況があるわけですね。

そういうことを考えますと、私は、現場でさまざまな相談に取り組んでおられる国民生活センターを初め全国にある消費者相談の窓口、それだけじゃなくて消費者団体が、いろいろ陳情という形だけじゃなくて、積極的に消費者教育という啓発に現場からの御要望をどんどん言っていたら、それを速やかに受けとめていくという対応がますます必要になってくる。そういう意味において、相談業務をやっておられる方々また警察の役割は大変重要だ、こういうようなことを感じております。

それで、警察の方にお伺いいたしますが、警察の摘発が最大の教育だ、摘発なくして啓発なしといううか、そういうようなことを非常に感じるわけでございます。摘発することによって消費者が学ばし、また業者に対する有効な手を打つことができるといふことだと思ふんですけれども、警察の役割がもっと上手に生かされるようなことをやっていただきたいなというふうなことを思います。

それで、今回の法改正に結びついた一つのきっかけが産権審における警察庁の御提案であったといううことを聞かせていただきました。

先ほど通産大臣からもお話がございましたけれども、会員契約の最初の会員費といううか入会費といううか、これが二万円以上といううことを利用した脱法行為といううなことが大変警察を悩ませてきたといううなこともあったといううふうに感じておるわけですね、それを現場から警察が産権審で訴えたことが今回の法改正に私は直接結びついたといううことを考えましたときに、今までこういうことは余りなされなかったのかなといううなことを、いわゆる警察と通産省、また諸官庁との連携ですけれども、これをもう少し上手にやれば、一番現場はよく知っておられるわけですから、何が課題か、新しい手口はどうだ、現場の被害者はどうだといううなこと、これは何とかならぬかといううことを法規制に結びつけていくといううこと、これが非常にかぎを握っておるといううふうに感じられるわけでございます。

その辺は言いにくいかわからぬけれども、警察の方、こういう商取引の規制にかかわる他省庁との連携をさらに上手にやるためにどういうことが、現状と課題ですね、この辺ちょっとお聞かせ願えればと思います。

○政府参考人(佐藤正夫君) ただいまの御質問につきましまして、従来より通産省等との関係機関との連携を強化して必要な御意見を申し上げているところでございますが、今後とも、取り締まり等を通じて承知している悪質商法の被害実態や取り締まり上の問題点等につきましまして、必要に応じ

て被害防止の観点から通産省を初めとする関係省庁、機関等に提供するなど、一層緊密な連携を保持しつつ対処してまいり所存でございます。

○山下栄一君 ちよっと具体的に聞きます。そうしたら、そういう審議会で、審議会の小委員会が部会かわかりませんが、そういうところで直接訴えたというふうなことは今までどこで聞いていたんですか。今回はあったということでは聞きましたけれども、これは非常に有効だったわけだから、そんなのは今まで余りやっていなかったのかなというように感じるんですけども。

○政府参考人(佐藤正夫君) このたびの審議会のほかに、平成七年にも当時の生活経済室長の方から悪質商法の実態と法制上の問題点等につきまして御説明をしたという経緯がございます。

○山下栄一君 それぐらいかと言いたいですけれども。

通産大臣、これはやはり現場の、まさに警察だけじゃなくて、消費者団体とか国民生活センターでもいいんですけども、僕は実態をよくわかっておりませんけれども、こういう審議会で直接生の声を反映させる。委員にもそういう方が入っておられる場合もあるかもわかりませんが、もう少し、特に警察なんかは呼ばれて初めて行くとかじゃなくて、日常緊密に連携をとりながら、審議会でどんな現場の直接の生の声を反映させるながら法規制に結びつけていくというようなことをもつとスムーズにやられたらどうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(平沼赳夫君) 今回、訪問販売や割賦販売についてのトラブルを防止する、こういうことに対して関係省庁が協力をしながら上程させていただいている。

やはり今委員御指摘のように、こういった消費者が大変なトラブルに巻き込まれないようにそれぞれ職種を持っているわけでありまして、いわゆるそういうところを有効に吸い上げて、そして連携を密にして、そして迅速に対応するというこ

とは当然必要なことだ、こういうふうに思っておりますので、さらに連携を密にしながらこういった被害が本当に未然に防げるような、そういう体制をつくっていくことに努力をしていきたい、こういうふうに思っております。

○山下栄一君 ぜひよろしくお願いしたいと思っております。

それと、警察の方にもう一点、これも御提案ですけれども、限られた職員体制の中でいろいろなこと、例えば不法投棄の問題とか環境事犯、それも非常に一般国民が期待している、警察ももっと頑張ってくれと、それからこのような生活経済事犯といいますが、これももうイタチごっこで繰り返されているわけです。

私は、生活経済事犯の専門捜査官というか体制づくりはなかなか難しい面もあるかもわかりませんが、業者から事情聴取しても聴取する側がだまされておたら話にならぬというようなことがありまして、また被害を受けている方々も、先ほど理事長がおっしゃったように、若年層なんかは特にマインドコントロールを業者からされて、それでひっかかってしまうというようなこと、本人は別に被害者意識はないけれども親が大変苦しんでいるという、場合によっては自殺とか子供を殺して自分も死んでしまうというような事件に発展するようなことが大変な被害額、精神的苦しみが発展するようないくつかの生活経済事犯ではあるわけでございます。そういう被害者の気持ちもよくわかりながら、なおかつ業者の悪い手口を敏感に感じ取って摘発するとか、そういうようなことも現場ならではしかできない、そういう経験に基づいたものがやっぱりあると思うんですね。

そういう意味で、こういう専門捜査官体制、これをもうと工夫されたらどうかと思っておりますけれども、実情と、この提案に対する回答をちょっとお願いしたいと思っております。

○政府参考人(佐藤正夫君) 警察庁におきましては、悪質商法の取り締まりを初めとする生活経済

事犯捜査の専門性を高めるため、全国警察の中ですぐれた経験、捜査能力と指導力を有するペーラン捜査員を生活経済事犯捜査アドバイザーというふうな指定をいたしまして、各都道府県警察の要請により都道府県の垣根を越えた事件捜査のアドバイザー等を行うシステムの運用をしていること、及び都道府県警察の生活経済部門の捜査担当者を対象とした各種の研修、教育等を行うことによりまして、その専門捜査力の向上に努めているところであります。

また、最近ではインターネットを利用した詐欺等の悪質商法が増加傾向にあるところでございまして、ハイテク犯罪捜査力の一層の向上に努めているところであります。今後とも、複雑巧妙化する悪質商法の手口の変化等に応じまして、必要な専門捜査力の向上を図ってまいり所存でございます。

○山下栄一君 私も、ちよっと警察の方からこのアドバイザー、専門捜査体制といいますが、これをお聞きしたんですけれども、これ、どんどん減ってきているし、平成十二年度十七人、県を越えてそういう専門捜査官の意見を聞きながら、アドバイザーを聞きながらもちろんやっておられるんじゃないか。

特に、大都市なんかはこういう若年層でひっかかっている人がたくさんいらっしゃるわけでございます。そういう業者に対する取り組み、また拡大予防といいますが、そういう観点からアドバイザー、専門捜査官の役割は非常に大きいと思うわけでございます。それが何か余りシステムの的にやられておられないなというように感じているわけで、大阪府もゼロ、東京でも二人という、全国で十七人ということはどう道県に一人もおらずなところがたくさんあるということであるわけですから、これをもう少し拡大強化したらどうか。積極的に御検討いただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○政府参考人(佐藤正夫君) ただいま御指摘のご

ざいました体制の強化につきましては、全体の捜査力の体制の整備の中で検討してまいりたい。このたび、このように法改正という運びになりましたので、そういう法改正の趣旨を踏まえまして、強力な取り締まり体制を維持するべく努めてまいりたいというふうに考えております。

○山下栄一君 特に、今回は警察の御提案が直接法改正に結びついたということですから、満を持して、法改正されました全国摘発、一斉取り締まりというか、非常に成果が上がるというふうには期待しますけれども、法改正直後は非常に成果が上がるけれども、しばらくするとまた落ちてくるというようにあることがよくあるわけでございます。その辺、まさにイタチごっこの面もありますけれども、ぜひ最大の消費者教育であるというこの観点で頑張っていたいただきたいというふうに思います。

文部省にお聞きいたしますが、この消費者教育というのは、もちろん全国一斉に文部省が指示するということじゃないかもわかりませんが、私も、私はもうちよっとこれを工夫してやっていただきたいなと思っております。

時間の都合で、もう具体的に提案させていただきますが、指導要領に家庭科その他で消費者教育をということがある。ただ私は、教員を集めて教員に消費者教育の研修をして、受けた教員が生徒に消費者教育をやるということも、もちろんそういうことも大事だと思っております。直接現場のことをよくわかっておられる方を人材派遣して、社会人講師になり、教育委員会で登録をして現場に派遣するということが、教師の啓蒙にもなるし、特に中学生、高校生の社会教育、進路指導になる。

世の中の実態がよくわからないままにだまされて、だまされたということも自覚していないというふうな悲惨なことがあるわけでございます。これはもうずっと昔から言われているけれども、被害者はふえる一方だということも考えましたときに、私は、例えば経企庁所管の消費生活

相談員でしたか、たくさん全国にいらつしやるし、通産省の、これは企業中心かも知れませんが、アドバイザーの方もいらつしやるし、民間のコンサルタントという資格もあるし、フル活用して、そういう方々はもう非常勤の方が多く、本当に女性の方が非常に多いと思いますけれども、中学生、高校生に適した指導ができる方がいっぱい人材として、社会的財産としてたくさんいる。それを上手に生かす工夫をもう少しやったらどうか、こういうふうなことを思うわけです。直接生徒に、中学生、高校生にそういう現場のことがわかつている方を派遣するという仕組みをもう少し積極的に活用されたらどうかと思いますけれども、いかがですか。

○政府参考人(御手洗康君) 小中高等学校におきまして、特に家庭科等におきまして実践的な指導の中で、直接消費生活等にさまざまな経験を有する方々においでいただく、学校教育上大変有益なことで私も考えているところでございます。現在、通産省の所管法人でございます日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会におきましては、学校へ消費者教育の講師を直接派遣していただきまして、教員とともに直接その方々が指導に当たるといふ事業も実施していただいております。

また、経企庁及び消費者教育支援センターにおきましては、中学生用の消費者教育の教材も各学校に配付していただいておりますし、また学校の教員を対象として専門家の方々から具体的な授業の実施方法等について研修を受けるというような事業も御協力をいただいておりますのでございます。

文部省におきましても、特別非常勤講師制度というような制度を設けまして、教科の免許を有しないさまざまな経験を有する社会人の方々にそれぞれの教科の特別の分野について免許状なしで教壇に立っていただく、こういう仕組みもしているわけでございます。このための補助事業も文部省として用意をしているところでございます。

もちろん、具体的に各学校にこういったものを使いなさいと、そういう指導まで文部省がするわけではありせんけれども、こういった一般的な特別非常勤講師制度の補助事業等も活用していただきながら、また先ほど申し上げましたような各省庁のこういった事業につきましても、積極的に各学校に周知徹底に努めまして、多くの外部の専門家の方々に直接子供たちが教えていただく、そういうような指導形態を今後とも積極的に普及をしてまいりたいと考えております。

○山下栄一君 制度はあるんです。もちろん僕もわかってはいますけれども、だから特別講師制度とか総合的学習時間とかこれから新しい指導要領のもとで時間数がふえてくるわけですから、だからそういう体験学習になると思うんです。僕なんか、例えば中学三年生の公民とか高校の政治・経済の授業を思い浮かべたときに、やっぱりそういう現場感覚というものは物すごく大事だと思うんです。こういう生き生きとした経済を学ぶ絶好のチャンスだ、と思う。消費者教育というのは。

そういうことで、世の中のことかわかってくる。進路指導もびちっとされていくというふうなことも思いますが、そういう意味では、制度はあるけれども、実際に経企庁所管、また通産省所管のそれぞれの相談員、アドバイザーの方々がどれだけの現場で子供たちに接しているかという、僕は事例は非常に少ないというふうに思うわけです。それはやはり社会的財産であるわけですから、全国の教育委員会等にさまざまな文部省がアドバイザーされるときに、それはやはり具体的な消費者教育、被害が物すごいわけですから、金額的にも精神的な影響も大きいわけですから、積極的な取り組みをお願い申し上げたい。

それから、経企庁にお伺いいたしますが、平成二年に消費者教育支援センターという財団法人ができて十年たつわけですが、ここにもっと活躍してほしいなというふうには思います。青少年を対象とした消費者教育、それを中心にできた消費者教育支援センターですね、これが余

り目立っていない。国の支援も余り積極的でないのかもわかりませんが、これは経企庁、文部省が主管庁と聞いておりますが、いろいろ教材をつくって配るのもいいんですが、やり方の工夫もあるし、国の支援もどんどん減ってきているのかもわかりませんが、青少年を対象とした消費者教育をすることを鳴り物入りでこれができた割には、また教育関係者、消費者団体、企業、行政の四者の協力によりこのセンターが設立されたという割には何か存在感がないというふうに思っています。名前のとおり、消費者教育支援センターなんです。もっと活躍してほしいというふうに思っています。

現状と、何が活躍できない課題なのか、この辺のことをちょっとお聞きしたい。これはできるときにうちの党が一生懸命これを訴えて、平成二年にできたというふうにも聞いておりますし、そういうこともございまして、もっと活躍してほしいという気持ちを含めて言っているんですけれども、お願いします。

○政務次官(小野晋也君) 委員御指摘のとおり、これから消費者問題というのは、みずから自立した、みずから判断できる消費者育成というのが極めて大事である。特に学校において、委員も十八年教鞭をとっておられたということでございますけれども、その必要性を認識しておられるというのは私も同じ意見でございます。

先ほど御質問のございました消費者教育支援センターの問題でございますけれども、現在、シンポジウムの開催ですとか、それから年四十回程度研修講座を開かせていただいている、消費者教育に当たられる教員等に対していろいろな知識やノウハウを獲得していただけるような活動をしているという現状でございます。今後、この消費者教育の重要性にかんがみてまいりまして、先生先ほど文部省に対してお話のございました問題提起もございまして、そんなものを含めつつ支援措置を考えていきたい、こういうことでございます。

○山下栄一君 通産省にお聞きいたします。これは、マルチ商法の被害者層は、高校生を含む十代後半から二十代で六割から七割を占めておると。この辺が悪徳商法をやっておられる方々のデータであるわけですが、これは実態をいろいろお聞きしましたら、業者の教育が上手だ。若年層に対して上手に教育しながら、教育といっても悪い教育ですけども、完全に心をつかんでしまつてはまり込んでいくというふうなことが物すごい背景としてあるわけです。そこの教育の方がすごく、悪い教育が上手で、反対の啓発教育がそれよりもはるかに劣っているというふうなことが被害を拡大する結果になっているというふうなことを思うんです。

不況の中で、こういうことは、ますますはまり込む若年層は物すごく拡大してくるんじゃないかなというふうなことを感じるわけで、新しい商法も、特にネット商法なんて出てきたらこれは大変だなというのを思うわけです。ネットで一番熱心なのは若者ですからね。もっとこの消費者教育の総合的な周知、連携をよくしながら、さまざまなところで通産省も頑張っておられる経企庁もやっておられる、文部省も頑張っておられる、警察も一生懸命やっておられるけれども、何か連携がうまくいかぬという、日本の行政の特徴かも知れませんが、少し強化する必要があるのではないかと、このことを非常に昨今の状況から感じるんです。

この辺の消費者教育に対する取り組みの決意を、ちょっと通産大臣、この法律の所管の大臣でございまして、ぜひお聞きしたいと思っております。○国務大臣(平沼赳夫君) 消費者トラブルの防止については、消費者が自己責任を十分認識するということが一番大切です。しかし、今先生が御指摘になられたように、特に若年層の被害が広がっている、こういうことを考えますと、一概に自己責任を強調してもこれは始まらない問題だと思っております。そういう中で、やはりトラブルに消費者が巻き

込まれないことに十分注意を払うことが必要でございませう。そのために消費者に、特に若年層に向かつて、悪徳商法や消費者トラブルの実態、関係法制等について十分な情報を提供する、そして注意喚起するということは、通産省のみならず関係省庁が連携をしてやらなければならない重要なテーマだと思っております。これまでも実は一生懸命にやってきましたが、事実であります。

通産省としては、従来から経済企画庁や国民生活センター、地方の消費生活センターと協力しながら説明会の開催を精力的に行つてまいりました。例えば、地方自治体レベルでは七千八百九回昨年説明会を行い、また千二百二十四回の展示会も行つて、一生懸命に啓蒙普及、そして説明をしてきたところであります。

それからまた、今特に御指摘の若年層に大変被害が大きい、こういう観点から、成人式の日をつかまえて、成人向けに六十万部のパンフレットを配布して、その中で周知徹底するというようなこともやらせていただきました。また、ごらんになったかどうかはわかりませんが、全国の九局のテレビチャンネルを利用して、本年十月から十二月までの間に十三テーマで五十分番組を提供、テレビを通じて、我々テレビからも啓蒙運動をさせていただきました。また、高齢者や若年者や主婦などの対象者にわかりやすい情報もこれから提供していかねばならぬと思っておりますし、日本通信販売協会などの産業団体や消費者団体においても各種パンフレットやホームページ等による情報提供や消費者からの相談、問い合わせの対応等をこれまで以上に積極的にやっていかねばならないと思っております。

御指摘のように、これらの民間団体等の活動と政府機関による活動とが相互に連携して、消費者の生活により密着した形で情報が提供されることが消費者の啓蒙にとって効果的であると考えております。当省といたしましては、御指摘のように、今後とも官民と密接な連携を保ちながら、そして消費者の皆さん方が大きな被害に遭わ

ないように、これからもこの法律成立を契機にさらに力を入れて頑張らせていただきたい、こういうふうに思っております。

○山下栄一君 この被害拡大をできるだけ未然に防ぐ形を手を打つ、そういう意味でこの法改正の前の段階の行政処分、また行政処分のさらにもう一つ前の段階の例えば企業名公表とかいうようなことも有効な手段ではないかと思うんですが、これは企業名公表というのはほとんどされておらない。また行政処分も、例えばマルチ商法、連鎖販売取引で申しますと平成六年からはほとんどゼロだと。業務停止命令の前の指示もされておらない。こういうことでは、これも法律に書いてあるわけですから、ほとんど有効な対応が数字の上ではなされておらないという実情がある。

行政処分がほとんどされておらない、この背景という問題点をちょっと教えてください。

○政務次官(伊藤達也君) 今、先生御指摘がございましたように、行政処分の件数が少ないではないかというお話がございました。特にマルチ商法の場合には御承知のとおり二万円という基準がありまして、これを巧妙に活用した規制逃れというものが大変横行しております。そうしたものを防ぐために今回の法律の改正というものをさせていただいている次第でございます。

訪販法では行政処分ということがありますけれども、その行政処分の中身は、一つには業務停止命令、もう一つは指示ということでございます。

業務停止命令の場合には、これは法律でその事業者を公表することが義務づけられておまして、また指示についてこれまで公表するということがありませんでしたが、今後、消費者トラブルの実態、そしてそうしたものを拡大していったらいけないんだ、その防止の必要性、さらにはその違反の内容を十分踏まえて、事業者に対する社会的なやむを得ない制約の必要性があるのかないのか、そういう視点というものを勘案して、消費者保護の観点から公表の必要性があるというふうに考えた場合には積極的に対応をしていきたいというふうに考

えておるところであります。

○山下栄一君 いろいろ通産省も取り組みをされてきて、今の二万円の話にしても通達を出しているわけですね、九六年ですか。だから、通達があるのに働かなかった、業者に訴えられたら負けしてしまうような事案もあると。というふうなことになるかと、やっぱりこの行政のあり方、姿勢を見直さないとこれは業者に定められてしまう。警察の方も裁判に負けてしまふんだから摘発できない、こうなっていくわけですから。やっぱりこの行政処分がなぜ有効にできないのか、今指示の段階で公表というふうな話もちょっとありまして、けれどもね。

やっぱり、これ、例えば企業名公表なんかは、同じ会社が繰り返し匿名で国民生活センターに訴えられている、同じ被害だ、同じ手口だというふうなことが例えば何件以上あったときにはもう公表するとかみたいな基準、企業名公表の基準をつくってそれでやるのか、何か新しい方法を考えられないのかというふうなことを思うわけです。

特に、私が今申し上げているのは、企業名公表をもう少し積極的にやったらどうかと。確かに、これは訴えられたら心配だという面もあるかも知れぬけれども、この辺の工夫をぜひやっていただきたいと思っております。ちょっとこの辺、さちとお答え願いたいというふうに思います。

○政務次官(伊藤達也君) 先生御指摘のとおり、やはりそうした悪質な事業者の横行を許さないという観点から、事業者を公表していくということ極めて有効だというふうに思います。

したがって、先ほどお話をさせていただいたように、その被害の実態あるいはトラブルの拡大防止の必要性、さらには違反内容を踏まえた事業者に対する社会的な制裁の必要性という観点から、消費者保護という観点を十分に勘案して、そして必要と認められたときにはちゅうちょなく公表していくということをしてまいりたいと思っております。その運用を積み重ねながら、先生御指摘のように基準づくりも進めていきたいというふうに考

えております。

○山下栄一君 どうもありがとうございます。次に、信販会社、クレジット会社ですけれども、これは先ほど大臣もほかの方もおっしゃってございましたけれども、業者がクレジット会社と提携して支払い方法をこうするということ、例えば大手の信販会社がついていてということ信用して契約するというふうなことも私はあると思うんですね。

となつてくると、信販会社の責任も私は大変大きいと思ひます。どの業者と契約を結ぶかというふうなことを事前に必ず調査するはずだと思ひますね、信販会社も。被害を受けることもあるわけですから。それは安易にとは言えないような形で信販会社がそういう加盟店と契約してしまうというふうなこと、これはもう何とかならぬかというふうなことを思うわけで、この辺の取り組みをさちと徹底していただきたいと、行政指導ですか、思いますけれども、いかがでしょうか。

○政務次官(伊藤達也君) 御指摘がございましたように、クレジット会社が加盟店の管理というものを徹底していく、その必要性というものは本当に先生のおっしゃったとおりだというふうに考えております。

私も、そうした認識の中で、今日までも加盟店の管理についてしっかりとした対応をしていくようにという要請をしてまいりました。本年一月には、改めてこうした指導をクレジット業界に対して行つてきたところであります。

これを受けて、クレジット会社各社は消費者トラブルの多い商品、役務等を行う約九千店の加盟店に対してチェックを行いました。そして、その結果、やはり販売方法に懸念がある、そういう加盟店に対しては、約七十六店取引を停止する、そして百八十九の加盟店に対しては改善要請を行つた、こういった報告を受けているところでございます。当省としましては、今回の法改正の趣旨も踏ま

えて、クレジット会社に対して、加盟店の管理の徹底についてこれからもあらゆる機会を通じて積極的な指導をしていきたいと考えておるところでございます。

○山下栄一君 罰則ですけれども、これも甘いのではないという意見もあるわけです。一年以下の懲役、百万円以下の罰金、最近の改正で二年以下の懲役、三百万円でしたかの罰金とかいうふうなことに変わったけれども、これでも甘いのではないか。要するに、最初犯罪を犯しても執行猶予になる、繰り返しやっても二年でまた帰ってこられるというふうな、罰金なら三百万で済むというふうなことがある。

サンフラワー社事件というのがありましたけれども、その場合は会社で二十人逮捕された、罰金八百万円だ。交通違反並みだというふうなことではこれは罰則が甘いのではないかと、そういう現場からの意見があるわけです。これは詐欺的行為ですよ。詐欺罪であれば十年以下の懲役だ。余りにも罰則の落差が激し過ぎる。まさに詐欺そのものであるというふうな事件が大変多いわけである。

そんなふうなことを考えますと、罰則もこれはきちっと見直したらどうかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(平沼赳夫君) お答えいたします。

本法による罰則につきましては、今、山下委員が言われましたように、二年以下の懲役または三百万円以下の罰金、これを最高刑として、各種違反行為についてその悪性の程度に応じた罰則が規定されております。

罰則の内容については、今御指摘のとおりでございます。一年以下の懲役というのを二年以下にし、百万円以下を三百万円以下、かなり罰則が強化されたことは事実でございます。

罰則の水準というのは、他の消費者保護関連の法律の罰則などを見ても、ある意味では妥当なところだと私も思っています。例えば、不実告知に関する罰則を見ますと、本法では今申し上げた

ように二年以下、三百万円以下、こういうふうになっておりますけれども、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律、これはゴルフ法と言っておりますけれども、これは一年以下であり百万円以下。また、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、預託法が二年以下で百万円以下。こういうことになっておりますと、法の今の体系からいって、これだけが突出するということもやはり一つ問題がある。だから、相当強化をした、こういうことで妥当なものだと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、規制や罰則が実際に消費者トラブルの防止にどのような効果をもたらすかは、現実に取り締まりや摘発がどのように行われるか、このことにかかっていると思っています。

そこで、通産省といたしましては、罰則は強化しました、そしてその上に来年一月、法執行を専門に行う消費経済対策課を新設することにした。刑事摘発を担当する警察庁ともこの新設する消費経済対策課が密接に連携をさせていただきながら、悪質業者の徹底した取り締まりと摘発を強力に進めていきたい、これに全力を尽くしていきたい、こういうことで対処していきたい、こういうふうに思っております。

○山下栄一君 最後ですが、割賦販売法の二条四項の指定商品、指定サービス、指定役務の問題ですけれども、この法律は昭和三十年代にできて、指定商品も追加されてきたと思っておりますけれども、最近、ごく最近では例外といたしまして、指定商品、指定役務の指定の仕組みが私は物すごくおくれ気味だなというふうなことを感じるわけでございます。

どこに原因があるのかなということを、もちろんいろいろ通産省等でも研究されているとは思いますが、英会話とかエステの関連のサービスについては追加されなかったけれども、それまでは長年ほとんど追加されてこなかったという歴史なんかを考えたときに、指定の追加の仕組みをもっとスムーズにできるように工夫を私はす

べきではないかというふうに思います。そのために、先ほども冒頭申し上げましたけれども、やっぱり現場のそういう苦しみ、訴えが速やかに指定制度に結びつくようなことを考える必要がある。これは聞きますと、割賦販売審議会ですか、審議会が通産省が諮問しない指定できない。諮問しない限り指定されないというわけですね。というところは、やっぱり現場との連携を速やかにやるのがこういう対策として有効であるというふうに考えるわけでございます。この指定制の仕組みもやはりきちっと工夫する必要がある、このように感じるわけですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(平沼赳夫君) 御指摘のとおりだと思っております。クレジットをめぐるトラブルが生じている商品、役務などを機動的に指定していくことが割賦販売法の趣旨に沿うものと、消費者保護の観点からも極めて重要なものだと思います。

現在は四十七の商品と四つの権利、四つの役務を指定しているところであります。そして、追加指定を進めるに当たりましては、御指摘のとおり、消費者トラブルを扱っている消費生活センターや消費者団体など消費者相談を行う現場から迅速に具体的に正確な情報入手することはもう御指摘のとおりだと思います。これに我々これから鋭意努めてまいりたいと思っております。これに我々これから鋭意努めてまいりたいと思っております。これに我々これから鋭意努めてまいりたいと思っております。

トラブルに関する苦情相談の現場からの生の情報の提供を受けるとともに、追加指定を検討する体制を、十六年何もしなかったじゃないかと、こういう御指摘がありましたけれども、整備をいたしました。その結果、もう委員御承知のとおりでございますけれども、本年はリゾート会員権やスポーツ会員権あるいは電話機、ファクシミリ、CDやビデオ、資格講座などを追加指定することが必要との結論に達しまして、現在、政令指定のた

めの手続を鋭意進めております。今後もうこうした体制を積極的に活用して、トラブルの実態を的確に把握して迅速な指定をしてまいります。そういう意味で、消費者保護というものの観点に立つて鋭意努力を重ねていきたい、こういうふうに思っております。○円より子君 おはようございます。民主党・新緑風会の円より子でございます。

今日は、訪問販売法、割賦販売法の一部改正案の質疑に際しまして、やはり現場でたくさんの方々のトラブルの相談を受けていらっしゃる方々に来ていただく、そういった参考人質疑が必要だということと、変則ではございますが、国民生活センターの理事長であられる鎌谷さんに来ていただきまして、本当にありがとうございます、お忙しい中、さて、今回の法改正は、内職・モニター商法やマルチ商法など新しいタイプの悪徳商法が急増しております。また最近顕著となっておりますインターネットの普及に伴うネット通販拡大の中でやはり消費者トラブルが発生していることに対応したものと承知しております。

先ほど鎌谷さんの方から、国民生活センターのPIO-NETによる相談件数で見ますと、内職・モニター商法は、平成七年の五千六百七十七件から平成十一年は一万七千三百四十四件と、大変多くなりましたというお話がございました。また、マルチ商法も、同じく平成七年では六千六百五十六件だったものが、平成十一年は一万七千八百四十二件ですが、これはどちらも三倍近い急増を見せているわけですが、新しいインターネット関連の相談件数も、平成七年ではたった六十四件だったものが、平成十一年は七千二十七件と、これは十倍以上になっているわけですね。

今後ますますこのようなトラブルが増加するものと思われまして、こうした現状に対しまして必要な規制を新設したわけですが、通産省としましては、今回の法改正に限りせず、そもそも訪問販売法及び割賦販売法の目的、意義をどのように考えればいいと思っております。

今後ますますこのようなトラブルが増加するものと思われまして、こうした現状に対しまして必要な規制を新設したわけですが、通産省としましては、今回の法改正に限りせず、そもそも訪問販売法及び割賦販売法の目的、意義をどのように考えればいいと思っております。

私は、今回の訪問販売法や割賦販売法だけでは、消費者取引関連法と言われるものはすべからず、消費者と事業者の間にある構造的な情報量の差、交渉力の格差、こういったものを是正するために、そしてそれは消費者の利益を守ることにその目的があると思うんですけれども、消費者と事業者の対立という点でこれをとらえていいかどうかという問題がございまして、これは逆にルールに基づいたモラルの高い事業活動が定着していくと消費者の信頼も高まりますし、事業者にとってもマーケティングの拡大につながるというプラス思考、相乗効果をもたらすという面を考えていかなきゃいけない、そのように思っておりますが、ある種、市場経済のセーフティネットとしての機能であるこうした今回の法律の目的、意義について、大臣はどのようにお考えかを再度お聞きしたいと思っております。

○国務大臣(平沼赳夫君) 今回お願いをしております、まず訪問販売法というのは、商取引における消費者保護を基本目的にいたしております。そのために、消費者トラブルの発生しやすいう訪問販売やマルチ商法など特定の取引形態を対象に明確にするための義務や虚偽の説明による勧誘や誇大広告禁止などの規制を課しまして悪質な事業者を厳正に取り締める、そのことを目的にさせてい

ただいまして、また、割賦販売法は、同じく消費者保護を、当然のことですけれども、基本目的にさせていた

いて、クレジット等のいわゆる分割払いを伴う取引について、現金払いに比べて取引が長期にわたりますし、その内容が複雑であることにかんがみて、消費者を保護して取引の適正化を図るため、これも書面交付の義務づけや、そして先ほど出ております抗弁権の接続といった規定を定めたと

ころであります。したがって、今回の法改正は、このような目的を踏まえて、いわゆる内職・モニター商法など新

手の悪質商法による消費者トラブルの急増等の状況変化に対応して必要な規制を新設するなどの措置を講じようとするものでございます。そういうことで立法をさせていただきま

す。○円より子君 訪問販売法は昭和五十一年、割賦販売法は昭和三十六年に制定されておりますが、それ以来、両法案とも何回か改正されていると聞かれます。このように数回にわたる改正が行われる背景として、法改正が行われるたびに悪徳商法を企てる業者の方が巧みに法の網をくぐって、逆に法律の規制対象とならないような新しい方法を見つけ出すからということで、ある意味では悪徳業者と法規制のイタチごっこのような気がするわけ

です。それで、今回の法改正に際しまして、この法改正の後にまた新たな何かを見つけ出すのかななどと思

います。被害が出る前に事前防止を図るようなところを、先の先まで考えて事前防止を図るような法規制というものが考えられないのかどうか、また今回の改正でしばらくはそうしたイタチごっこのような、法の網をくぐるような消費者トラブルは鎮静化すると思

うまいらっしゃるかどうか、このあたりを大臣にお聞きしたいと思

います。○政務次官(坂本剛二君) 今回の訪問販売法の改正は、内職・モニター商法など新手の悪質な犯罪や商法や、あるいはインターネット通販による消費者トラブルの増加など、全く新しい状況変化に対応して必要な規制を設けようとするものであります。

具体的には、内職・モニター商法に関する規制の新設、マルチ商法に関する規制の強化、さら

にインターネット通販における申し込みに関するトラブルの防止措置の義務づけ等々を内容としております。このような改正法案の検討に際しては、関係の審議会において、消費者の代表、それから産業の代表、学者、法曹関係者等の参加を得まして、十

カ月にわたり延べ十六回に及ぶ審議を行ったわけ

でございます。消費者トラブルの実態を十分精査した上で、現段階において法改正で措置すべき内容、その他ガイドライン等に対処すべき対策など必要な方策につき具体的提言をいただき、それを踏まえて改正法案を作成したところであります。

したがって、現段階で法律改正により対応すべき事項はすべて盛り込んだものと、こうなっておりますわけ

でございます。しかしながら、先生もおっしゃいますように、これまでの経験からいっても、今後も規制の網を

かいくぐって新たな悪質商法があらわれる可能性があることは否定できないところでござ

います。これに対しては、規制、取り締まりの強化や規制対象取引の追加などで迅速に対処していくことが重要であると考

えております。

今後ともトラブルの実態を十分注視し、機動的に対応してまいりたいと考えております。

○円より子君 参考人にも今の件についてお伺いしたいんですが、今回の改正によってしばらくP

IO-NEETに寄せられる相談もある程度鎮静化する

とお考えでしょうか。

○参考人(鎌谷真平君) お答え申し上げます。冒頭に御説明をいたしましたように、最近急増してまいりました内職・モニター商法あるいはマルチ・マルチマがい商法、これに対しては規制を新設する、あるいは強化するというところでござ

いますので、大きな効果を持つものと私ども期待をいたしております。ただ、先ほどから御議論がござ

いますように、やはり指定制というやり方をとっているわけでございますので、いろいろ状況変化に迅速に対応していただくという必要はあると思

いますし、私どもPIO-NEETから得られる情報は適時適切に通産省と関係方面に提供しながら、引き続き一

緒になってやっていきたいと思

っているところでござ

います。

○円より子君 寄せられるトラブルというのを常

に分析して、それと今おっしゃったように、通産

省と情報交換をしながら対応していただくことが

本当に必要なと思

いますけれども、今回の法規制にも対象にならずに今後被害が増加するかもしれ

ないなと思

われるような、そういったものはござ

いますでしょうか。

○参考人(鎌谷真平君) 今すぐ具体的にというこ

とで、どれだということではござ

いませ

んけれども、先ほどの御説明との関係で申し上げますと、

やはりこれから大きなテーマとなりますのはイン

ターネットに絡む取引だと思

っております。今回、画面表示がわかりにくい、あるいは誤操

作で問題が生ずるとい

うところは解消を

していただくとい

いますか、大きな改正をして

いただくわけ

でございますけれども、イン

ターネット取引に伴う問題とい

うのは大変多方面にわた

っておりますし、訪問販売法だけの問題ではないとい

うことでござ

いますし、政府全体としての恐らく取り組みが必要だろ

うと、口幅つたいことで申しわけござ

いませ

んけれども、私どもも現場からの情報は適時適切に

フィードバックをしてい

きたいと思

っているところ

でございます。

○円より子君 今、インターネットのお話がござ

いました。それについては後ほどまた私の方も質

問させていただきますと思

います。まず、消費者保護規制に

関しまして、記憶に新しいところでは、さきの通常国会で消費者契約法が成立いたしました。消費者契約法が立法化され

た背景を振り返りますと、訪問販売法などの

個別の業法では適用される範囲が限定的で、多様

な業種や商品、商法に対応できないこと、また民

法は対等な契約者を前提にしているといった理由

によって、消費者契約の締結過程や契約内容の適

正化を図る包括的な民事ルールを構築する必要が

あるといった認識から立法が強く求められたわけ

です。

国民生活審議会での六年間にわたる検討の中

で、消費者保護の行き過ぎを懸念する事業者サイ

ドと、今回のでも二万円以下で健全な事業を行っ

ている人たちもいるんだからとか、いろいろ事業

者の側の言い分も確かにございます。そして、ほんの一握りの悪徳商法をやっている方たちのために健全な事業をやっている方たちまで迷惑をこうむるようなことがあってはならない。そういったことも十分私どもも承知しておりますけれども、そうした保護の行き過ぎを懸念する事業者サイドと、また広範な消費者保護を求める消費者サイドとの間でかなりのせめぎ合いがございました。実際に、消費者契約法の審議のときにはたくさんの傍聴者が来られて、いかに消費者契約法について関心が高いかということも私どもも随分認識させられたところでございました。

その消費者契約法に關しましては、私ども民主党では政府案に先駆けて議員立法で同じく消費者契約法というものを提出しております。この委員会でも政府案と民主党案の両方が審議されたことを皆様も御記憶かと思ひます。

私たちは、事業者と消費者の間にあります、先ほども申し上げましたが、情報の質及び量と交渉力の格差を解消することを法律の目的としておりまして、政府案より実効性のあるものではなかったかと自負しているんですけれども。

いずれにせよ、今回の訪問販売法、割賦販売法、また来年四月から施行されます消費者契約法、それから民法は、消費者取引に關連しましてそれぞれがどのような位置づけになるのか。例えば、内職・モニター商法に対してそれぞれの法はどのように規制することになるのかをわかるように説明していただければと思ひます。

○國務大臣(平沼赳夫君) お答えをいたします。御指摘の各法律というのはそれぞれ異なる目的と役割を持っていると思ひます。それぞれ相互に補完し合いながら全体として消費者取引に關するルールを形成していると、こういうふうに理解しております。

まず、民法に關してでありますけれども、民法は事業者、消費者を問わず、およそ私人間での契約についての基本ルール、これを定めているわけでありまして。消費者取引についても、民事の基本

ルールとして、当然民法が適用されます。また、消費者契約法は、事業者と消費者との間の契約について、民法の基本ルールについて消費者保護の観点からの特則を定めていると、こういうふうに思っております。

一方、訪問販売法及び割賦販売法は、消費者契約法と同様に消費者保護を基本目的とする法律でありますけれども、消費者契約法がトラブルが生じた後の事後的な救済策として契約の取り消し等を認めるものであるのに対して、訪問販売法等は消費者トラブルを未然に防止するため事業者等の義務を定め、悪質業者を取り締まるための行政ルールを基本としている、こういうふうな考えであります。

具体的にももう少し申し上げますと、例えば、ある消費者取引において事業者が虚偽の説明をしたことにより消費者が契約をしてしまったケースを例にとりますと、まず第一に、民法上では、消費者は詐欺による契約、第九十六条でございましてけれども、契約であるとして取り消しを求めることができましても、事業者が故意にだまし取ったことを証明しなければならぬ。

二番目は、これに対して消費者契約法第四条では、消費者が商品の品質、対価などの重要な事項について虚偽の説明を信じて契約してしまった、そのことを証明すれば、事業者が故意や過失があらうとなかろうとその契約を取り消すことができ、こういうことに相なります。

ただ、消費者契約法ではトラブルに遭った当該消費者にはこのような救済の道が開かれますけれども、問題ある事業者が引き続き事業を行い、他の消費者との間でさらにトラブルを拡大させる、そういうおそれが残るわけでありまして。

このため、訪問販売法によって事業者に対して一定の義務づけを行って、悪質業者を厳正に取り締まり、消費者トラブルを未然に防止することが必要となつてきます。

以上のように、各法律というのは相補って消費者を保護する、そういう役割を果たしているものと、

と、こういうふうな考えております。

○円より子君 具体的にお答えいただきまして、ありがとうございます。

では、同じようにクーリングオフのことなんです。消費者契約法におきましては、誤認、困惑における契約の意思表示の取り消し権というのは契約締結後五年以内、消費者が追認、つまりだまされたときができたときから六か月間行使できるといふふうになっておりますが、今回の訪問販売法では、クーリングオフ制度が導入されてはおりますが、これは二十日間ということになっております。連鎖販売取引における制度の例を参考に二十日間にしたという意見について、この期間を延長すべきだという意見について、どのようにお考えになられるか。

また、消費者契約法の取り消し権行使期間の方がクーリングオフの期間よりも長いんですが、これはクーリングオフの期間が終わった後も消費者契約法において救済される可能性があるということなんでしょうか。また、そうであればどのような場合に消費者契約法で救済されるのか、お答えいただきたいと思ひます。

○政務次官(坂本剛二君) クーリングオフの制度につきましては、一たん締結した契約をある一定期間冷却期間を置いて解約もできるようなそういう制度を設けているものでございます。この間は、消費者側からの無条件な解約を認め、解約に伴う返品費用等々も事業者の方が持つ、こういうことでありまして、非常に強い効力を持つ制度だ、こういうことであります。その期間は一定の期間に限定されております。訪問販売法上のクーリングオフ制度については訪問販売等多くの規制類型において八日間と定められているんです。

一方、現行訪問販売法では、マルチ商法を規制する連鎖販売取引規制については、取引内容が複雑であるということなどを勘案して二十日間という長期のクーリングオフ期間を定めております。今回、規制を新設する内職・モニター商法につい

ても、契約内容の複雑さ、連鎖販売取引と共通する点もありますことから、二十日間という長期のクーリングオフ期間を設定していただくわけでございます。

なお、クーリングオフ期間を二十日間を超える長期とするにつきは、今回の内職・モニター商法規制の対象には、悪質な商法のみならず、仕事のあつせんなどを特段のトラブルなく行う健全な事業活動も含まれております。クーリングオフ制度は民商法の契約自由の原則に対する例外であつて、事業者に大きな負担を負わせるものでありますことから、二十日間を超える期間を定めることは健全な事業活動に対する不当な制約となつて不適切であると考えられております。

具体的には、クーリングオフの期間を仮に二十日間を超える長期に設定した場合、例えば有料の研修を行った上で仕事を紹介する健全な事業者が、研修の終了後に契約を解除されて未払いの研修代金の請求ができないといったことがありまして、または研修が終わつてしまうとやめたといつて別な会社と契約するとか、いろいろなことが発生するわけでございます。

そこで、消費者契約法に基づく契約の取り消しは無条件に認められるものではなく、民法の特則として事業者が重要事項について虚偽の説明をするなど不適切な行為があつた場合に限り認められるものであります。このような民法の特則としての性格から、相当長期間の取り消しが可能とされております。

消費者契約法の取り消し権について申し上げますと、追認をできるとき、例えば虚偽の事実に基づいたときから六か月間、契約締結のときから五年間存続するんですね。気づいたときから六か月間です。契約してから何年後に気づいてもその間ずっとこの期間がある。なお、民法の詐欺等による取り消し権の存続期間はそれぞれ五年間及び二十年間と、こうなっております。

したがって、訪問販売法によるクーリングオフの期間が終わつた後でも、消費者契約法に基づく

○円より子君 次に、内職・モニター・商法の広告に係る規制についてお伺いしたいんですが、実はここに、毎日のように新聞広告、チラシが入るわけですから、このチラシの中に、ちょっと何げなく今回の質問に関連して見ておりましたら、ちょうど内職・モニター・商法の広告規制に当たる可能性のあるものを二件ほど見つけたわけです。

一つは、パソコンを使った在宅での医療事務ということで、知識・経験不要、パソコン未経験者でもオーケー、サポート体制は万全と書いてありまして、今リストラやさまざま失業等で夫の収入が減って、そしてなおかつ妻の側もパートの首を切られて、家計を少しでも助けようとしているの

に外に働かに行くこともできないといったような主婦が、セカンドビジネスとしてちょっと何かお小遣いを稼ぎたいな、家計を助けたいなと思っているときに、こういった未経験者でもオーケーと書いてあればやっぱりすぐ飛びついてしまう、なかなか魅力がある広告ではないかと思うんです。

収入は完全出来高制と書いてありまして、さ
に小さい文字で、医療事務の資格がない方は自
学習しながら資格取得するため責任を持ってフ

ローしますと書いてあつて、資格取得のため若費用がかかると書いてあるわけです。これでは、資格取得のため一体どれだけの費用がかかつてじれだけの収入が得られるのかが不明確なんです。今回の改正ではこの収入記載の具体的根拠が、今回の改正ではこの収入記載の具体的根拠顧客の負う負担内容の表示が義務づけられるわけですけれども、収入が完全出来高制と書いてあたり、資格取得のため若干費用がかかる、こういった広告は違反となるんじゃないか。

○政務次官(坂本剛二君) 広告をするときは重事項を広告の中で明確に表示すること、こう義務けております。具体的には、販売する商品の類、顧客の負う金銭負担の内容、業務の提供にいて広告するときはその提供条件等の事項の表

これらの表示事項について記載すべき具体的な内容の詳細は省令で定められることになっておりますが、御指摘の例について申し上げますならば、広告の中で収入については省令で業務の提供条件として収入の計算根拠を記載することとしておりますので、収入完全出来高制あるいは月収十万円から十五万円可能とのみ記載されている場合には、業務の提供条件が適切に表示されていないことから、本規則に違反することとなると考えられております。

また、金銭負担について、資格取得のための若干費用とのみ記載されている場合には、金銭負担の内容が具体的に記載されていないことから、やはり本規則に違反することになると考えられます。

○円より子君 ありがとうございます。

今もう一つのチラシの方で、もう既にお答えいただいてしまったような気がいたしますけれども、例えば加工製品の注文書作成ということでも、例えば加工製品の注文書作成ということでも、宅業員募集というのがあるんですね。ここでは、今お答えいただきましたが、月収は十万円から十五万円可能とあって、業務参加者は在宅業務用品一万九千八百円が初回のみ必要となつていまして、わけです。

これも思わず十万から十五万円という数字に目
が奪われるような巧みな広告になっておりま
で、可能というだけでそれが確実に稼げる金額
はないんじゃないかというふうには思いますけ
ども、現行制度で負担額を二万円以上のもの
に限っている規制をぎりぎり逃れる状況になっ
てゐるんですが、このことは先ほどおっしゃつ
たり、月収十万から十五万可能という表示は違
反なるといふことでよろしいわけですね。もう二
で結構です。

○政務次官(坂本剛二君) そのとおりでございます。

○円より子君 ありがとうございます。

できて、それで月に何回かの展示場での接客業でいいというようなことにつられていって、そして本当にすごい金額の着物を買ったものを、本来は払わなくていいと思っていた会員制のものを払わなきゃいけないって詐欺みたいな形で困っているというような、そういうった方々の新聞記事等ニュースを見ますと、消費者の方も本当に賢くなって、そういうたことにだまされないようにしなきゃいけないのに、何でこんなのにひっかかりちゃったのかしらと、言ってみればそういうふうな思われる方がたくさんいらっしやると思うんです。

ところが、本当に商売というのは上手にできておりました、例えば私も、去年のことなんです、娘と表参道をたまたま休みの日にお昼を食べ歩に行こうかなんといつてぶらぶらウインドーショッピングをしていたわけです。そうしたら、あるコーナーで動物占いをやっていて、それをやってくればかわいいクマのぬいぐるみとかさういうのを上げますというようなのがありました。ついでに娘と私がそのぬいぐるみがかわいいいわ

と寄つていったのが運の尽きと言うとおかしい
です。それで動物占いをして、またこれがお
しろくて、その後、表参道の商店街でお買い物
すると何割かが割引になる会員のあれがありま
すと言われまして、いつもお買い物しているもの
ですから、二割とか割引になればそれはいいわ
けです。というので信販のカードに入ってしまったわけ

す。それで、その後そのカードを使って買い物いろいろしようと思いましたが、その商店店員さんに入れてくれないかと思いましたが、表参道の辛店の中でその会員割引のできる商店というのは、その数軒しかないことが判明したわけです。そして、一切そのカード、使うほどのあれがないわけです。

それでいて、何かちょつとひつかかっているのかしらと思つてほうっておきましたら、一年にカードの年会費の請求が来たわけです。そうしますと、こういったことに入つた人が、たとえ

のカードの年会費は二千幾らですから個人個人は大した金額じゃないかもしれないけれども、何万人ともし入ればその会員カードをつくった会社は大変もうかるわけですよ。それはカードをつくったり郵送したりのコストもあるでしょうけれども、随分うまい商法というのか、こういうだけでも、随分うまいわけがあるんだと反省もしたり、おそれやすいあれがあるんだと思つたんですけれども、もしろい商売があるなと思つたんですけれども。

そう、つたふうに誇大広告と一いつに言つても、
 まつても、本当にはつきり誇大とわかるようなもの
 のだけではないものや、本当に巧妙になってきてつて
 いると思ひまして、この辺、消費者教育というこ
 とが先ほど公明党の山下先生からも御質問があり
 ましたけれど、子供の心からしつかりやつて、い
 いくことや、また巧妙なそういつたものを、きつ
 と違反にはならないそういつたものをどう取り締
 まっていくかということもあると思いますが、今
 のようなケースは違反にはなりませんよ、ね。
 たでももしおわかりになる方があれば、——で
 は、おわかりにならないければ調べておいていたが
 いても結構でございます。

では、次の質問に行きたいと思うんですが、パソコンを使った在宅医療事務というようなこともよく言われております。これは、知識・経験不要、これもパソコン未経験者、ちょっとごめんなさい、これは間違えました。

次に、インターネットの利用者の件で質問したいと思います。

先ほどインターネットのトラブルがふえるんじゃないかということを国民生活センターの理事長さんからも伺いしましたが、私もそのよう思います。九九年末で二千七百万人を超えて、一億人になります。その利用者の増加に伴いまして、利用者が。その利用者の増加に伴いまして、インターネットを通じて商品を購入するネット通商の売り上げも急増する、こういったことがございまして、昨年は二千五百億円と、一年間で四倍近くに拡大されたと推計されておりますが、今後市場規模がますます大きくなると推測されま

て、インターネットの手軽さ、便利さゆえに生ずる問題というのが一方にございます。クリック一つで新しい画面がどんどんあらわれて知りた情報が入り込めるネットの世界ではどうしても、実際に店頭で足を運ぶよりも、また手にとって選んで、あれこれ迷うときには結構さちんという商品かどうか、そういったことも確かめるんですけれども、ネットの世界では消費者の判断の方は多少軽くなるんじゃないか、そういったことも当然かなという気もするわけです。

それで、クリックしたら即座に相手方に意思表示が伝わる仕組みというのが逆に怖いこともございまして、今回の改正ではその商品が有料か無料か、またどのような内容なのか、わかりやすい画面表示を事業者が義務づけて、申し込む人が内容を訂正できるようにしていますけれども、ネットの通販関連の消費者トラブルには事業者が故意にわかりにくい画面表示をしていたケースと、消費者の方がふなれたために誤操作が起きたケースの両方がある、この故意かどうかの線引きというのは大変に難しいと思うんですが、これは理事長の方にもお伺いしたいと思います、こういった相談件数の中で故意だったのか誤操作なのかの内訳の分析は行っているのでしょうか。

○参考人(鎌谷真平君) 私ども、幾つかの分類をしておりますけれども、画面表示を故意に難しくしているから操作を誤ったというものがどれだけ、見やすいけれども単純にミスをしたというのがどれだけというふうな分け方は、申しわけございませんけれども、やっておりません。

○円より子君 通産省の方でもそういった分析はやっていらっしゃいますか。

○政務次官(伊藤達也君) 円先生が御指摘されたように、故意かどうかを分析するというのは極めてやはり難しいところがございます、その点について十分な仕分けというものができていく状況ではありません。

これは、なぜかといいますと、消費者の方がふなれた場合であっても、事業者の方が十分にわか

りやすい画面で申し込みができるような状況をしていけばそうしたトラブルを防げたというものもありますので、これをどういうふうにかウントするかというのは非常に難しいところがあるかというふうに思います。

○円より子君 また、自分の事例でいいますと、何かいかに私は賢い消費者じゃない方の例になつてしまつて恥ずかしいんですけれども、実はこの春にパソコンを買いました娘がインターネットの接続を自分でやったわけです。そうしました、最初の月に一生懸命いろんな人たちとネットで見た、情報を得たり、友達ともメール交換していろんなことをやっております、毎晩。そうしましたら、その月の電話の請求書が今まで一万円弱だったものが四万円弱には上がったのを見まして、私はびっくりしまして娘に聞いた、したけれども、そんなにやっていると娘は聞いた、言うので、私は一生懸命どうということから四倍近くになったのか調べたわけです。

そうしましたら、何とアクセスポイントが、私の家は東京ですから、本来東京のアクセスポイントにしていけばそんな金額がかからないのが、栃木になってしまったわけです。なぜ栃木になったのかということと全部調べたんですが、言われたことは、お嬢さんの操作が間違っていたんでしよう、東京都内のアクセスポイントにしないでわざわざ栃木を選ばれたんでしようと言われてしまったわけです。だれでも金額が高くなるのはわかりますから、わざわざ栃木を選ばないことはしないわけです。

ところが、よく見ましたら、幾つものアクセスポイントがだあと画面に出てくるんですが、それを選ぶときに初めてでそんなにパソコンに強くない人間が、高校生なんですけれども、自分で必死で何時間もかけてやったわけですが、ほんと最初例えで出てきたのが、たまたま大きな数字で出ている電話番号が栃木のアクセスポイントだったわけです。それで、そのまま入れてしまひまして、もったきちんとそれはマニュアルを見て

全部出して自分で選ぶという賢い消費者であればよかったのかもしれないけれども、どうしてもそうしたインターネット等のあはれは難しく、そういうことが出てまいりまして、たった一カ月で判明したので急遽もちろん変えまして、次の月からは一万はんのちょっとを超えたぐらいで、インターネットなど何を使っていなかったときと余り変わらなくなつたんですけれども、こういったことは結構たくさん起きているんじゃないかという気がいたします。

それで、もちろん事業者の方は故意にやったわけじゃないでしょうし、でも本当にマニュアルがわかりにくいんです。これはパソコン、インターネットに限らず、日本の商品、電化製品でも何でもマニュアルがどうしてもつと、電話も昔の黒い電話でございまして、これは本当にそんなことを考えないで済んだんですけれども、ありとあらゆる不必要な、便利さと偽って不要な操作がたくさん入るような電話機や何かになってからはもう本当にマニュアルが面倒になってまいりました、若い人はいいかもしれませんが、私ぐらの年になってしまひますとこんなものは要らない、マニュアルももっと簡便にしてほしいと思うことが多くて、こういったことの指導はなさっていらつしやるのかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○政務次官(伊藤達也君) 今、具体的な体験談がございましてけれども、やはりそういったものがまさに事業者が、故意ではないんだけれども、もう少し十分な画面表示の工夫をしていけばトラブルが防止できた例ではないかというふうに思ひます。

今回の法律改正を通じて、故意であるか否かを問わずに、やはりしっかりとしたわかりやすい画面表示をしないといふことになっております。そうしたわかりにくい画面については是正を指示することになっておりますので、この指示に従わなければ業務停止命令やあるいは罰則を科すといふことになっております。こういった制度を通じて

て、措置を通じて、やはりトラブルというものを何としても解消していきたいというふうに思ひます。

○円より子君 次に、国際的な取引への適用について伺いたいと思ひます。

インターネットは、言うまでもなく国境を越えて情報が行き交う場でございます。国際間の取引は国内取引とは法制度や取引慣行が異なりましていろいろなトラブルが発生しやすいと思ひますが、海外のネットによるトラブル件数は最近どのような傾向にあるのでしょうか。また、ネット上の税金についてもそうですが、国際間取引の把握や悪質な海外サイトへの取り締まりなど何らかの対応をとるつもりはおありになるのか。また、そのような対応をもし行わなければ、海外サイトを經由すると何のおとがめもなしとして悪質な業者が蔓延するおそれはないのでしょうか。把握困難としてこれは個人の責任になるのか、このあたりについてお伺いしたいと思ひます。

通産省に通告していただこうと思ひますが、いかがでしょうか。

○政務次官(伊藤達也君) 申しわけございませう。今、具体的なトラブルがどれぐらいあるかというところについて正確な数字というものを把握してはおりませんが、簡単に海外とのインターネット取引というものができますので、そういう意味ではこの事案というものはやはり相当これから出てくるだろう、また現在もやはり生じてつづつあるのではないかなというふうに思ひます。

また、こうした海外、いわゆる国際間のトラブルというものは、先ほど先生から御指摘がございましたように、言語の問題でありますとかあるいは商慣行や法制度というものが異なっておりますので、解決していくというものは極めて困難な場合が多いというふうな認識をせざるを得ません。しかし、こうした問題に対応するために通産省としては、本年の二月に世界二十八カ国のいわゆる関係機関と連携して行ったインターネット・サミット・インターネット・サミットに参加をいたしま

して各国の担当機関と連携を深めているところであります。

また、今後悪質な海外の事業者については、その当該の国にこういった悪質な業者がいるんだという情報を通報して、そしてその国の機関にしっかりと取り締まってもらい、そういった連携というものを一層強化してまいりたいというふうに思っているところがございます。

こうした国際間の消費者トラブルというものを防止していくためにも情報をしっかり消費者に提供していくということも極めて重要でありますので、先ほども御質疑の中でトラスト・マーク制度というものがございました。これも各国で進めておりますので、こうした制度の連携というものを深めながら、通産省としても積極的に対応していきたいというふうに考えております。

○円より子君 今の海外のネットによるトラブル件数についてどういったものがあるのか、最近の傾向のようなものを国民生活センターの理事長さんの方でつかんでいらっしゃいますでしょうか。あったら教えていただきたいと思います。

○参考人(鎌谷真平君) 海外との取引の関係の件数がどれだけかということについては把握をいたしておりませんけれども、海外絡みでどんな事例があるかというようなことは幾つか事例を持っておりますので、その関係を少し御紹介させていただきます。

インターネット消費者取引に関するものといったインターネットの中古のギターを購入したけれども、届いた品物は音が出ないものだったと。海外の業者に苦情を伝えると、点検をして出庫しているのに運送会社の輸送中の事故だろうから運送会社と連絡をするようにと、こういうことだったと。ところが、運送会社は受取人からの苦情は受けないということで、どこにも持っていきようがなかったというようなことがございます。

それから、インターネットの接続に関するものといったしましては、先ほどはアクセスポイント、

国内でということでしたが、インターネットを見ようというところでいろんなことをやっていたら、結局ソフトが操作されていて海外の方に繋がってしまっただ変な電話を払わなきゃいけないなくなったという事例とか、海外絡みの事例もかなりあるというところでございます。

○円より子君 ありがとうございます。そうしましたら、今の海外とのそうしたトラブルといいますか、それで多大な額の電話料金を払わなきゃいけないようになったというようなトラブルがあると聞いておりますが、そういったことに対してはどのように通産省としては対応なさるんでしょうか。

○政務次官(伊藤達也君) 今のようないケースの場合には、これ通信業者の問題なものですから、直ちに今回の形で対応ができるということにはならないというところであります。

それから、先ほど私の方で数字がということについてなんですが、少し参考になる数字としてしましては、通産省の中で消費者相談室というのがございまして、ここでインターネット通販関連の相談を受けている、そういう数字がございまして。平成十年度は全体の相談件数の中で、いわゆる海外取引というものの件数については七・九%でありましたが、十二年度においてはこれが一・六%まで下がっていると、こういう状況でございます。

○円より子君 では、関連しましてプロバイダーの責任について取り上げてみたいんですが、現在インターネットを取り巻く環境といえますのはある種の無法地帯になっておりまして、薬物や銃器の販売もありますし、自殺志願者に劇薬を売るといふ、こういったこともあるそうです。また、先日、本日にニュースでびっくりいたしましたけれども、自殺志願者同士がお互いに知り合いでもなかったのにインターネットで出会って一緒に自殺するというようなケースも起きました。

こうした情報はプロバイダーを介して掲載されることが多くて、プロバイダーは自主的判断で有害情報は除去しているというのが現状だと思いま

すが、警察の方にお聞きしたいのですが、警察の方でも悪質なホームページのパトロールをしているように聞いておりますが、悪質な情報は載せないとか、信頼できない業者の取引は掲載しないというふうな何らかの基準というものは必要なのではないでしょうか。これは通産省にもお聞きしたいと思っております。また、プロバイダーの責任についてどのようにお考えになるのか、両者にお聞きしたいと思います。

○政府参考人(佐藤正夫君) インターネットを利用した有害情報のうち、わけつけ物や覚せい剤等を販売する等のネットワーク利用犯罪は急増しております。例えば検挙件数で見ますと、平成十年が百十六件でございましたけれども、ことしはもう上半期だけで二百一件と、四倍に迫る勢いで伸びております。

こうした犯罪の捜査におきましては、ネットワークを管理するプロバイダーの協力というものが不可欠であるというふうに考えておるところでございます。具体的には、ネットワークの持つ匿名性、無痕跡性、地理的無限定性等から、ネットワーク利用犯罪捜査におきましては、いかに通信履歴、ログですね、等を収集分析し、被疑者を特定するかがポイントになります。その場合には、プロバイダーにおいてあらかじめログ等が記録保存されていること、警察の求めに応じて提出されること等が必要不可欠となるというものでございます。このため、警察といたしましては、ほとんどの都道府県警察におきましてプロバイダーとの連絡協議会を設置いたしております。警察とプロバイダー業界との対話の場を設け、ログの記録保存の重要性等犯罪捜査に関する理解、協力について呼びかけを行っているところでございます。

また、ネットワーク上の違法・有害情報につきましては、ただいま申し上げました事後的な検挙のみならず、プロバイダーによる警告、削除、解約といった予防のための自主的措置がとられることが重要であるというふうに考えております。最近では、例えばいわゆるインターネットオ

クションをめぐる詐欺や違法・有害商品の出品等が社会問題化していることを踏まえまして、警察庁におきまして、インターネットオークションを主催する大手プロバイダーに対しまして出品者の身分確認や違法・有害情報の削除等を要請いたしまして、一定の協力が得られているところでございます。また、都道府県警察のプロバイダー協議会等を通じまして、同様にこれらの点に関する理解と協力を求めるところであります。

ネットワーク利用犯罪を予防、検挙し、安全なネットワーク社会を実現していくためには、ただいま申し上げましたようなプロバイダー業界の理解と協力が不可欠でありまして、警察といたしましては、引き続き関係業界等との連携を強めてまいりたいというふうに考えております。

○政務次官(伊藤達也君) この有害な情報というのは二つの視点に分けられるというふうに思っております。

一つは、今もお話ございましたように、覚せい剤云々でありますとか名誉毀損の問題でありますとかあるいは知的財産権の侵害でありますとか、違法な情報については、その情報を仲介するインターネットサービスプロバイダーの法的な責任を明確にしていこうということが極めて重要だということふうに思っております。このために、通産省、関係機関と協議をしながら法律の策定作業を今進めているところでございます。

もう一つは、違法であるか否かを問わず、やはりこれは倫理的に問題だということもたくさんあります。この点については、今警察当局からもお話がございましたように、やはり業界の自主規制というものが極めて重要だというふうに思っています。電子ネットワーク協議会では倫理綱領というものを策定して、そしてプロバイダーの会員に対する禁止行為の明確化でありますとかあるいは禁止行為に対する措置の明確化、苦情処理窓口の設

定などプロバイダーに要請をして、そして有害情報
の流布というものを防止するということに努めて
おりますので、通産省としても、こうした倫理
綱領の広報といった面からもしっかり支援をして
いきたいというふうに思っております。

○円より子君　今いろいろお答えいただきましたけれども、今後ますますネット取引というのはさまざまなトラブルを内包しながらもどまることなく広がっていくと予想されます。その中には、ネット上だからこそ逆に出店したりカタログをつくったりというような、コストが少なくて済みますから、法の網をかいぐる悪質な業者が暗躍する可能性はさらに高いんじゃないかということも思っています。今後もネット取引がますます発展するとすれば、利用者が安心して参加できる環境が不可欠で、ネットの特性を生かしつつ、どのように公正で透明なルールを構築していくか、今後ますます通産省と、そしてその取り締まる側の警察などと連携をしながらやっていただきたいと思います。

さて、IT基本法の方で審議をしていらしたお忙しい堺屋長官がお帰りでございましたので、ちょっと質問の流れの中で長官にぜひお聞きしたいと途中のを削ってお待ちしておりましたから、流れとちょっと違うんですが、お聞きしたいと思います。

一つは、消費者の相談窓口の最前線に立っておられます消費生活センターのことなんですけれども、一九六五年に第一号の消費生活センターが誕生してから三十五年になりますね。現在、四百十二カ所のセンターがありますが、契約をめぐる苦情やＩＴ革命など生活の変化に伴う相談の増加、またひとり暮らしの世帯、核家族の増加などによる家族の問題解決能力の低下などによりまして消費生活センターの役割はますます重要になっていると私は思っております。

そのような中で、今財政難を理由に都道府県のセンターが廃止される動きがあるようですが、神奈川県は八カ所あったセンターを順次閉鎖中とい

うことで、すし、広島県も来年三月までに三カ所を閉鎖するというのを聞いております。そして、それは今後は市町村のセンターに業務を任せて苦情相談への対応をさせるといふことなんです。今までさまざまなセンターに相談をした方々や、また相談に乗っている方々のお話を伺ってきましたところ、都道府県の方が苦情相談への対応能力が充実しているのではないかと、いふことを聞いておりまして、今現実には寄せられている六十八万件の苦情相談のほぼ半数を都道府県のセンターが受け付けている。

こういうことを考えますと、この間、通常国会での消費者契約法のときにもこの件についてお伺いしたと思いますけれども、なぜ都道府県のセンタ－を廃止するのか。地元の顔見知りのいるセンタ－より都道府県の方が相談しやすいという声が随分寄せられているんです。

企画画はPIO—NETの方にパワーアップさせるために来年度予算二十六億円を概算要求するのと聞いておりますけれども、もちろんPIO—NETや国民生活センターのお仕事も大事なんです。が、都道府県センターの方の廃止に何らかの歯止めをかけられなくていいのか、このままでいいののか、ちょっとそのあたりの御意見を聞かせていただきます。

○国務大臣(堺屋太一君) 都道府県の消費生活センター、また市町村もそうでございますけれども、財政が厳しい中でかなり予算が減少ぎみになっている。まことにこれは全国的に見られる傾向でございまして、私どもも大変残念に思っております。

もとより、これは地方自治体の御判断でございまして、この重要性を市町村、都道府県の知事さん、市長さんにぜひわかってもらわなきゃいけないと考えておりまして、私自身も幾つかの消費生活センターを視察、見学させていただきました。

消費者の意見を聞きますと、地元に着していることが非常にいい、市町村がいいという意見もございませうけれども、やはり専門的な知識のある

人が多いのは結構、相談件数が多い都道府県のも
のということもございますし、また都道府県の場合の方が他の地域で起こっていることを比較しやすいというような利点もございますので、できるだけ理事者の方々に御理解をいただいて存続、拡充していただくようにお願いしたいと思っております。

なお、我々といったしましても、各消費生活センターにインターネット等を拡充いたしまして、このPIO-NEETとのつながりを強化することで、相談員の質的な向上、あるいは問題の全国的な広がり等を検討しながら効率を上げていきたいと考えている次第でございます。

○円より子君 最後になりますが、経企庁長官と通産大臣のお二方にお聞きしたいんですが、この訪問販売法やまた割賦販売法の審議、またこの法改正の必要性等の中で出てきたことは、一つは、やはり今の不況の中で、不安定な経済状況や雇用構造の変化等の中で、今二十代、またそれから五

十代の失業が大変ふえておりますけれども、そうした若年層、それから完全失業者の中には入りませんけれども、主婦、女性たちの現実的な潜在的なといいますか、失業というのは大変ふえておりまして、では家計の方がうまくいっているかというところと決してそうではありませんで、世帯の暮ら

ゆとり屋というのはどんどん低くなっている。そんな状況の中で、何とか在宅でできる仕事がないか、そういったことから、先ほど資格がなくても医療事務ができますとか、パソコンを購入すれば魅力の仕事が入りますとか、そういったことについて魅力を感じて、その中に悪徳業者もいてひっかかって

しまうというようなことが出てくるんじゃないかと思うんです。

ちよっとこの法案の問題点とは違うんですが、ぜひお二人にお聞きしたいのは、長年、私は二十二年間、家族の問題等、相談を受けてきた中で、例えば別居をしたり夫と離婚をしたりしてきた女性たちが何をおっしゃるかといいますと、社会保障やそういったもので、例えば生活保護です

とか児童扶養手当ですとか、そういっただけでも助けてもらいたいとは思っていない、そういう方が多いんですね。別居や離婚をして収入がなくなつた方たちが何をおっしゃるかという、とにかく働きたい、働いて自活したいんだと。そういうときに、何か国からお金をもらうよりも、とにかく働く場さえつくっていただければそれで結構だという方がこの何十年本当に多くなつておりまして、自立している人たちが多いんだと思うんですが、ただ、そこでいつも立ちほだかるのが採用上り限年齢、いわゆる年齢制限なんです。

私は二十年間ずっと、年齢制限を撤廃してほしいという多くの女性たちの要望を受けて、国会議員になってからはまだ八年ですが、頑張ってきたんですが、八年前に国会議員になってすぐにその質問をしたときは労働省でも本当にすぎないお答えしかただけなかった現状が、今や男の方が五十年代、六十年代でリストラになって就職先が年齢制限によってないということで、大分年齢制限を

撤廃していったらいいんじゃないかという、そういう傾向が出てきたなというふうに思うんですが、経企庁の方では審議会みたいなものもつくって清家さんの方でやりになっているということも聞いておりますが、個人的な見解で結構でございますので、両大臣から今後、採用のときの年齢

制限撤廃等についてどう思われるか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣 平沼赳夫君　今、先生が八年前に当選をされた後、こういう問題を一貫して追及されてきた、そういうお話を承りまして大変感銘を受けました。

日本は御承知のように高度の高齢社会を迎えておりまして、やはりこれからはお年寄りのパワーをいかに社会に活用するかということも非常に大切なことであります。

既にもう御承知だと思ふんですが、高齢者の雇用に關しましては、通産省といたしましては各省庁と協力をいたしまして、給料の四分の一は補助をするというような制度も新設をしている

ところでありました。またさらに、中小企業に対してもそういった給与面での補助というような形もさらに拡大をしていかなければいけないと思っています。

年齢制限を撤廃して、だれでもが安心して働けるという環境をつくっていくというのは非常に高度高齢化社会を迎えて大切なことだ、こういうふうに思っておりますので、通産省といたしましても労働省等と連携をとりながらそういった問題に前向きに対処していきたい、こういうふうに思っております。

○国務大臣(堺屋太一君) これからの日本の高齢化、人口の高齢化を考えますと、どうしても高齢者が元気に、そして楽しく働くということが大事だと考えております。

私どもの方でも、国際研究プロジェクトといったしまして、循環型社会の形成とともに、高齢化社会をいかに暮らすべきかという研究をしております、特に七十歳まで働くことを選べる社会、これを一般的な状況としてつくることによりまして福祉を支える人の数をふやす、支えながら支えられる、そういうような世の中をつくらなければならないと思っております。そのためには、どんな職種、どんな作業形態、どういうような場所、どういうような勤務地というのが適切であるか、社会全般に考えていかなきゃいけないと思っています。

その意味で、この社会のつくり方を、今のよう長距離通勤を前提とした形ではなしに、それぞれの地域で歩いて暮らせる町の中で働けるような状況をつくっていく、そのことによって社会全体が、高齢者もその体力、経験、あるいはそれぞれの地位に応じてふさわしい待遇で使える、働いていただけるようにする社会を長期的につくっていかねばならないだろうと考えております。

○山田芳生君 年齢制限といいますが、どうしても五十代、六十代といった形で高齢者の問題かと思われ方も多いかと思うんですが、公立保育園では二十七歳が年齢制限になっておりまして、学校を出て、保母さんをやっている、そして結婚

し、子供を二人、三人と産んだお母さんが、自分の子供の子育てをしてより一層子供のことがわかって、じゃ三十五、四十になっても一度保母さんになりたいと思っても試験すら受けられない。また、学校の先生は三十五とか三十九歳が採用上限年齢になっておりまして、多分これの年齢制限を撤廃した果はまだ三カ所しかないと思います。

こういった状況で、女性たちは長い間、何も高齢にならなくても三十代、四十代から年齢制限にひっかかって全く仕事ができない、そしてやむを得ず在宅勤務をしているということもたくさんございまして、ぜひとも、少子化の中で労働人口が少なくなるといふことを皆さん憂えてどうしようかと思っていられるときに、やはり活性化のために年齢制限を廃止して、年齢差別禁止法でもつくる努力を両大臣にさせていただきたいなと、その要望をして、私の質問を終わりたいと思います。

○委員長(加藤紀文君) 午後一時四十分再開することとし、休憩いたします。

午後零時三十七分休憩

○委員長(加藤紀文君) 午後一時四十分再開することとし、休憩いたします。

○委員長(加藤紀文君) 午後一時四十分再開することとし、休憩いたします。

○委員長(加藤紀文君) 休憩前に引き続き、訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○山下芳生君 日本共産党の山下芳生です。

先月の中旬にエステティックサロン業界大手のエステ・デ・ミロードが倒産をいたしました。大

変驚きました。といいますのも、昨年、訪問販売法、割賦販売法の改正で、このエステなど継続的業務四業種に対し新たに規制を加えた。当委員会でもその審議をしたばかりだからであります。

○国務大臣(平沼赳夫君) お答えを申し上げます。

この訪問販売法というのは、昭和五十一年に訪問販売、通信販売及び連鎖販売方式、いわゆるマルチ商法の三つの取引類型を対象として制定されました。その新しい形態の消費者トラブルに対応していろいろ法整備を進めてきたところであります。そして、特定継続的役務提供に対する訪問販売法及び割賦販売法の規制は昨年の法改正で追加されました、昨年十月下旬に施行されたところでありました。

この改正は、近年、エステティックサロンや外国語会話教室等の継続的役務取引において、長期間の役務提供とこれに対する金銭の支払いをあらかじめ約束しているという取引形態の特殊性に基づいて、契約の中途解約等をめぐる消費者トラブルが急増していたことを背景としたものであります。こうしたトラブルに対処するため、訪問販売法にこのような継続的な取引形態に対する新たな規制類型、特定継続的役務提供を設けて所要の消費者保護措置を講じ、取引の適正化を図ったところであります。

具体的には、訪問販売法において、事業者に対して消費者への適切な情報提供を求めるため、書面の交付の義務づけを行うこと、それから広告規制を行うとともに、威迫、困惑等の不適切な勧誘行為の禁止などの規定を設けて、また消費者が必ず必要な場合には契約関係から離脱できるようにするため、クーリングオフや中途解約の制度を設けるようにいたしました。

また、割賦販売法においては、消費者が役務提供事業者との契約を解除したような場合には、そ

れを理由にクレジットローンの支払い請求も拒むことができるようにするため、抗弁権の接続を認める等の措置を講じました。

○山下芳生君 ありがとうございます。

そういう法改正がされましたので、私どももこの業界については消費者の保護がより一層前進をし、また業界の健全な育成が図られるものと期待をしていただけてあります。ところが、今回のエステ・デ・ミロードの倒産になったわけです。

報道によりますと、このエステ・デ・ミロードは負債総額二百五億円ということでありまして、通産省にこれは聞きたいんですが、エステ業界でこのような規模の大きな倒産というのは過去に例がありませんでしうか。

○政府参考人(林良造君) 過去に例のないものと承知しております。

○山下芳生君 例がないんですね。この間、急速に発展してきた業界であるということもあるでしょうし、こういう規模の大きなものは初めてだということでもあります。

そこで、このエステ・デ・ミロードというのは全国規模で展開をされておりました、全国の会員は約四万五千人いらっしゃいます。しかも、前払いシステムを導入しているために、ローンを組んでいる人あるいは現金で一括前払いした人が多い。そのために、解約できるんじゃないかと、あるいは損害を受けないのかといった不安が今広がっております。規模も大きいですし、一人一人の契約の額もかなり大きいというふうに聞いておりますが、通産省として、去年の法改正を踏まえてどのような対応をされているでしょうか。

○国務大臣(平沼赳夫君) 同社の倒産によって利用者への影響が大変懸念されたために、通産省といたしましては、利用者の救済を可能な限り図るよう、関係業界に要請をずっとしてまいりました。これを受けて、クレジットの利用者に関して、既に信販会社から支払い請求が停止されてお

ります。今後、解約または代替役務の提供に関し利用者の意向をよく確認しつつ、具体的な対応が進められていく、このように承知をいたしております。

また、現金またはクレジットによる一括払いをした利用者に限っては、エステ業界において一定の代替役務を提供するという方針が決定をされました。現在、受け入れのための具体的準備が進められていて、こういうふうに承知しております。

○山下芳生君 大変迅速な対応がされていると思います。

問題は、大事なことは、こうした対応が真に消費者の被害の防止、利益の保護あるいは被害の軽減に役に立つかどうかだと思います。

私もいろいろ調べてみますと、このエステ・デ・ミロードと契約をされていた消費者というのは、実態がなかなか複雑だということがわかりました。

少し具体的な例を紹介いたしますと、もう報道されていることではございますが、例えばミロードは美顔、それから痩身、脱毛などコースに分かれています。それぞれが数十万円単位の高価な役務提供なんだそうです。

まずお一人目の具体例ですが、東京都の会社員、二十三歳の方、ことし七月に結婚したばかり。挙式前にブライダルエステに通ったのが入会のきっかけだった。その後、顔の吹き出物は年をとると体においてくる、背中では自分でケアできませんよと、二百五十万円の特別会員プランを勧められた。支払い能力がないと断ったが、銀行口座を三つつくってそれぞれ別の信販会社と契約すれば大丈夫と説得され、契約した。今回の騒動で夫にローンのことを打ち明け、聞いてないぞとかられた。全部解約できるだろうかと思を抱える。これはお一人目です。

お二人目、育児の合間のリフレッシュにと五年前に入会した東京都に住む主婦、三十四歳の方。あなただけ特別、値上がりする前にぜひと言われて、勧められるままに美顔や脱毛などのコースを

受けた。ことし八月に五万円払って美顔コースを始めたが、一回通った段階で倒産してしまつた。払った金額は少ないのであきらめるしかないかもしれないと、こう思っておられる。

三人目、お試しコース三千円。千葉県の会社員、二十七歳の方は、二年前、このチラシに引かれてミロードを訪ねた。三十分じや十分なお手入れができない、まず入会してはと言われ、一回一万円の脱毛コース五十回分を購入した。信販会社とローンを組み、ことし七月に払い終えた。サービスは十九回分残っている。エステ通いは家族にはないし、よかったということなんです。

今、具体的な三つの例を紹介しましたけれど、つまり、お一人目の二百五十万円の方は、恐らくまだ支払いが残っている方です。かつ利用回数も残っている方です。しかし、今回、倒産によつてサービスを受けられなくなったのもう解約をしたいと思いますという方です。それから、二人目の五万円、三人目の五十万円の方は、支払いはいくらも終了しております。しかし、まだ利用回数は残っているというケースなんです。

そこで、少し分けて質問をしたいんですが、まず支払いがまだ残っている方の場合ですが、ローンが残っているケースであります。この方は、もう解約したいという思いがあれば希望どおり解約できることになるんでしょうか、ローンの支払いを拒否することができるようか。

○政府参考人(杉山秀二君) お答え申し上げます。

先ほど大臣から御答弁ありましたように、昨年の割賦販売法の改正によりまして、役務の提供を受けることができなかったにもかかわらずクレジットの支払いが残っているという場合におきましては、割賦販売法の規定に基づきまして、クレジット会社からの支払い請求に対して支払いの停止を求めるという抗弁権の接続を行使することができるということになっております。

今回の場合におきましては、信販会社は、こういう法律の趣旨を体しまして、既にエステ・デ・

ミロードが提供する役務にかかわる代金につきまして請求を停止するという措置を講じているというふうに報告を受けております。

○山下芳生君 今、既に請求の停止ということが信販会社からやられているということなんです。が、そういう措置は歓迎されるべきことだと思うんですが、私は、消費者の側はそういう権利が付与されているというのを理解されていない方が多いんじゃないか、あるいはどうすればきちっとした形で停止に結ぶことができるのかという手続も御存じない方が圧倒的に多いのではないかとおもうんです。

そうしますと、今は信販会社の方がそういう形で停止の措置をされているんですが、知らないまま、停止されているからよかつたかと消費者の方か、自動的に永久に停止という措置になるんですか。

○政府参考人(杉山秀二君) 支払いの請求が来ないまま支払いをずっと停止している、お金を払わないというところでいいわけでございます。仮に将来、お金を払えというような請求が参ったとしたとしても、支払いを拒むということが可能でございます。

○山下芳生君 はい、よくわかりました。

その次に、今、信販会社がエステの消費者の方々にアンケートを送付されております。御存じでしょうか。

○政務次官(伊藤達也君) 承知をいたしております。

○山下芳生君 私もこのアンケートを見せていただきました。そうしますと、この中に、これは何のためのアンケートなのかということが明記されておられません。

ちょっと紹介いたしますと、「サービス提供に関するアンケート」というタイトルがありまして、項目は、契約番号、名前、住所、電話番号、利用店、契約のサービス内容、その内訳として美顔、痩身、脱毛、その他、それから契約サービス

期間、その内訳としてサービスは終了している、終了していない、していない場合は開始年月、終了予定年月、それから自宅の最寄り駅、勤務先の最寄り駅、それから説明会の希望日という欄がありまして、その他の申し出事項ということがすべての項目であります。

それで、私が少しこれは問題があるのではないかなと思つたのは、今とにかく支払いは停止されているんですが、このアンケート用紙の中に、支払いが停止されているのどういう理由でか、あるいはそのまま希望するのなら契約が解除できますということも書かれていないわけです。だから、これは何のためのアンケートなのかということがよくわからない。これは、私、適切さを欠くんじやないかなと思つたんですが、御認識いかがでしょうか。

○政府参考人(杉山秀二君) お答え申し上げます。

アンケートについては私も承知をいたしております。具体的にどういうふうなアンケートをやっているかというのもフォローをいたしております。その中で、今委員御指摘のように必ずしも適切ではないと思われるようなもの、あるいはもっと十分に消費者に対してアンケートの真意をよく説明する、より説明をした方がいいんじゃないかというような事例も見受けられます。

したがって、私どももいたしましては、信販会社に対して、十分にその真意なりを説明してきつちりとしたアンケート調査ができるようにすべきということを指導し始めたところでございまして、その効果について私もフォローをしたいと思います。

○山下芳生君 不適切な面があるということなんです。私、最も不適切だと思つたのは、一つは、さっき言いましたもう中途解約できる、ローンの支払いを拒否することができるといふことが書かれていないということに加えて、こうあるんです。「十月二十七日までに必ず投函下さいますようお願い申し上げます。」というのが書か

れてあります。それからもう一つ、「ご返送のない場合は各種サービスの提供がすべて終了しているものと判断させていただきますのでご注意ください。」、こういうことが欄外に小さい字で書かれています。これは大きな不安を呼んでおります、どうしたらいいんだろうということ。

まず一つ目の十月二十七日までに必ず投函くださいということなんですが、これは送られてきたのは十月二十日前後なんです。ですから一週間ぐらいしか期間がない。それで送れと。さっき言いましたようなサービスの内容、それからサービスを終了しているのか終了していないのか等。これは、そんな一週間で全部きっちり送れと言われても、自分がどんなサービスを受けたのかはつきりと記憶をしている方、あるいは記録をしている方というのはそんなに多くないんじゃないかと私は思うんです。

このエステ・デ・ミロードのサービスの実態を聞きますと、最初に契約してスタートして通っている間に、美顔といってもいろんなメニューがあるわけです。単に泥を塗るパックもあればレモンで押さえるようなやつもあるでしょう。だから、やっている間、通っている間にメニューがプラスされたりすることもよくあるというんですね。したがって、どこまで自分が既にサービスを提供されたのかということもきっちり記憶されている方というのはむしろ少ない、難しいと。そういう中で、一週間以内にこれを送りなさいよと言われてもなかなかそれは困難だろうと。あるいは、もうチケットを回数分買った人は、残っているチケットをエステ・デ・ミロードに預けて安心していただくという方もいらっしゃる。ですから、もっとこれは正確に思い出していただく必要があると思うんです。どれだけあと支払っていただきたかということも信販会社としてはこの資料をもとにはじき出すつもりなんではないでしょうか。

したがって、これは一週間というのは余りにも早過ぎるんじゃないかと私はこの点思ったんです。

ですが、先ほど通産省の方から適切ではない部分があると紹介されましたけれども、この部分どうですか。

○政府参考人(杉山秀二君) お答え申し上げます。

信販会社といろいろ私も意識疎通をして、問題の起こらないようにという観点からやっておるわけでございます。今委員が御指摘になりましたような事例ということにつきまして私どもからいろいろ調べておりますが、信販会社の方は、代替役務の提供などにつきまして、新しいところを希望するそういう利用者が一体どのくらいあるのか、そういった実情をできるだけ早く把握をいたしまして、それで受け入れ体制をできるだけ早く整備したいというように、今委員が御指摘になりましたように期限を限ってアンケートをとるというような挙に出ているようでございます。

しかしながら、今おっしゃいますように、時間が限定されて、それ以降十分な消費者からの意思の表示ができないというようなことがあつては問題でございますから、私どもとしては、その期限が過ぎた後もきっちり消費者の意見を受け付けようように、受け入れるようにという話もしておりますし、実際に信販会社は期限を過ぎた申し入れといえますか、それについても受け付けをしているという実態にあると承知をいたしております。

○山下芳生君 ではもう一点、返送のない場合はサービスの提供がすべて終了しているものと判断するということ記述ですが、こんなやり方はこれはもう不適切だと私は思うんですが、この部分はどうですか。

○政府参考人(杉山秀二君) お答え申し上げます。

今、具体的にお話しになりましたようなアンケートの仕方というの、できるだけ早く実情を把握したいということから出ているわけだと思えますけれども、それでは十分な消費者への対応ということができないと思います。

したがって、私どもとして、そういった場合にはちゃんと、例えば消費者の方に信販会社の方から連絡をとってフォローアップをするというようなこともすべきではないかということを伝えております。信販会社の中には、返事が来ないというように消費者に対しては電話をかけた、あるいは手紙を出したりしてフォローアップをしているという会社があるというふうに承知をいたしております。

○山下芳生君 そうしますと、確認ですが、この返送がないということをもつてすべてのサービスを終了したと判断して、したがって残りのローンの代金を全部払ってもらいますよというふうに一方的にローン会社が消費者に請求するということが適切ではないという判断ですね。

○政府参考人(杉山秀二君) そのようなことのないように指導をしておりますのでございますし、必要があれば引き続き指導を続けたいと思っております。

○山下芳生君 そこで、こういうアンケートに基づいて代替措置を希望する方がどのぐらいおられるかということ恐らく説明会という形でやられるんだと思います、協議会の方あるいは信販会社の方が。

そこで、私は説明会での説明の仕方が重要だと思っております。どういう説明をするか。私は、お集まりいただいた消費者の方にまず解約できるんだということを説明することが必要だと思っております。解約できることを説明しないで、いきなり代替措置の紹介になるのはこれはよくない。信販会社にとってみれば代替措置の方がその後支払いをしていただけるわけですから都合がいいでしょうが、しかし代替したくない、もう倒産を期にやめたい、あるいはほかの店ではやっぱり嫌だ、ミロードだからよかったのと思う方もいらっしゃるでしょうから、やはり解約できるんだという選択肢があることをまず必ず説明する必要があると思いますが、いかがですか。

○政府参考人(杉山秀二君) 代替役務の提供を受けるのか、あるいは支払いをやめて抗弁権の接続を主張するのか、それは消費者といえますか、お客さんの選択であるということを確認する必要があります。

○山下芳生君 そのように指導をしていただきたいと思ひます、いよいよこれから説明会が始まりますので。

それから、代替措置をじゃ消費者が選択するの、支払いを再開いたしますということになりました。しかし、代替措置で受け入れた別のエステティックサロンの対応がやっぱり気に入らないというようになって、改めてやはり解約したいというふうに消費者が思った場合、代替措置を中途解約することは可能ですか。

○政務次官(伊藤達也君) 今御指摘のありましたその代替役務の提供を選択した場合であります。その提供事業者や提供される役務の内容、提供条件、さらには抗弁の接続が維持されるか否か等が事業者、信販会社によって異なる可能性があります。したがって、消費者としてはそうした内容や条件を十分理解し認識する必要があるわけでありまして、このため、通産省においては信販会社に対して消費者にこれらの内容を十分説明するように指導をしております。

そして、今御指摘のあったケースについてであります。これは信販会社と代替役務を提供する事業者との契約にかかわる問題となります。そして、破産手続等の関係もありまして、どのような取り扱いになるかというのは具体的なケースを見てみないとわからないというところがありまして、この時点で明確には何とも言いかねる事情でございます。

いずれにせよ、先ほど申し上げましたとおり、消費者が代替役務の提供を選択する際には、その提供事業者や提供される役務の内容、抗弁の接続の有無等の諸条件等について事前に十分理解し選択を行うようにすることが最も重要でありますので、引き続きクレジット会社に対してはこれ

らの条件に関する情報を十分に行うように指導をしていきたいというふうに思っております。

○山下芳生君 これは非常に大事なところで、十分徹底したいと思っております。

私は、これは例えば代替役務を選んだ方に対する代替業者からのサービスがちゃんとしたものであるかどうかというの、これはどういう形で代替役務が提供されるのかということにかかわってくると思うんです。しっかりと代替役務を提供する事業者がそれなりの報酬といえますかが入るような形で代替業務がなされるということなら一生懸命やられるでしょう。しかし、もうこれは業界挙げてお互いにこれ以上信頼を損なわないようにするためにカバーし合おうじゃないかという程度のそういう仕掛けになっているとしたら、代替役務を選んだにもかかわらず、はっきり言えば、わかりやすく言えば、もうけには余りならぬのやからこの客は正規の顧客の後回しにしようじゃないかと、ちょっと手を抜こうとか、こういうことだって現実には起こり得ると思うんです。

したがって、そういうことも含めてどういう形で代替役務が提供されるのか、そしてその場合中途解約が認められるのか、特に認められない場合は、そういう認められないということもあり得ますよということをしつかりと情報提供して消費者が選択を誤らないようにする必要があると思っておりますが、通産大臣、この点いかがですか。

○国務大臣(平沼赳夫君) 先ほどの政務次官の答弁と繰り返す必要がありますけれども、御指摘のようなケースの取り扱いについては、信販会社と代替役務を提供する事業者との契約にかかわる問題でございます。破産処理手続等の関係もあって現時点ではなかなか何ともしようのないケースでありますけれども、しかし実際にそういう方々に対しては迷惑が出ないようにしっかりと指導をして、しっかりと監視をしてまいりたい、こう思っております。

○山下芳生君 次に、ちょっと細かいことになるんですが、こういう場合はどうでしょう。ローン

を完済はしていないんだけど、ローンは残っているんだけど、支払い分まではまだ利用していない場合、仮に十萬円のローンを組んで五万円は払っているんだけど利用は三万円しかしていない場合、あと二万円分の利用は代替措置として受けられるかどうか、いかがでしょうか。

○政府参考人(杉山秀二君) ケース・バイ・ケースによるかと存じます。実際に現金で支払った場合とローンで支払った場合と、そこら辺がどうなるかと、いろいろ問題がございますので、ケース・バイ・ケースになるかと思いますが、いずれにしても信販会社に対しては、そういった消費者に迷惑がかかると思いますか、支障を来すというようなことのないように指導をしていきたいと考えております。

○山下芳生君 次に、完済された方の場合ですね、もうローンは残っていないと、この場合は未利用分、ローンは終わったんだけどまだ利用していない回数が残っていると、その分について返金を求めることはできるんでしょうか。

○政府参考人(林良造君) それは現金払いと同様という扱いで、返金はできないものと思っております。

○山下芳生君 できないんです、されないんです、法的には。

というところは、こういう方々が何らかの形で救済を求めようと思えば代替役務の提供ということにならざるを得ません。そういう方々には特に代替役務の質がしっかりとしたものになるように、この点は特に私は通産省としても業界に対して指導をする必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(林良造君) 御承知のように、エステ業界として、業界の信用ということも含めまして、きちんとできるようにということから代替役務を提供するという体制を組んだところでございます。したがって、当然、その意図からいたしまして、それをきちんとやっていくということが業界の意図に沿ったものというふうに理解をしております。

ております。

○山下芳生君 次に、今のはローンの場合なんです、クレジットカードによる翌月一括払いあるいはボーナス一括払いなどの方式で契約されている方もおられます。この場合もローンの場合と同様の措置が私には必要があると思っておりますが、いかがですか。

○政府参考人(杉山秀二君) 御指摘のありました翌月払いでありますとか、あるいはボーナス一括払い、これは現金一括払いにいわば非常に近いような格好でございます。したがって、その取り扱い扱いは、先ほど生活産業局長から御答弁がありましたような、現金で支払ったと同様の対応にならざるを得ないというふうに考えているところでございます。

○山下芳生君 これは過去の例として、英会話教室が倒産した場合に、クレジットカードによる翌月一括払い、ボーナス一括払いの場合、支払ってしまった場合はもう仕方がないけれども、翌月払いあるいは二回目のボーナス払いの場合、まだ払われていない場合は支払い拒否も可能だという前例があるんです、国民生活センターから伺いましたが、やはりそういう措置をする必要があるんじゃないですか、前例があるんだから。

○政府参考人(杉山秀二君) 法律上の考え方としては私が先ほど答弁を申し上げたようなことでございますが、ケース・バイ・ケースによりまして信販会社の中で今先生がおっしゃったような対応、つまりまだ支払っていないものについては請求をしないというような個別の対応をしているところもあるように伺っております。

○山下芳生君 そういうことが全く不可能ではないということを確認したいと思っております。

次に、雇用問題、この問題について伺います。労働省に来ていたいたエステティシャンあるデ・ミロードで働いていたエステティシャンあるいは美容師さんは約二千人いらっしやいます。いずれもほぼ二十代の若い労働者の方であります。したがって、突然倒産になって職を失うというこ

とになっているわけですが、労働省としてどういう対応をとっていくつもりですか。

○政府参考人(上村隆史君) お答え申し上げます。

エステ・デ・ミロードの経営に当たっております株式会社アル・ビー・エムですが、東京地裁から破産の宣告がなされました十月十七日に、管轄の安定所から同社に出向きまして、離職者が出る場合の雇用保険の関係の手続あるいは就職あっせん等の支援体制について説明を行いました。

また、あわせて、企業としてもできる限り従業員の再就職の支援について取り組んでいただきたいということで強力な指導を行ったところでございます。現在、安定所に求職申し込みをされた方々につきましては、相談あるいは紹介に努めているところでございます。

○山下芳生君 その説明会はどういう形で案内されましたか。

○政府参考人(上村隆史君) 今申し上げましたのは、管轄の安定所の担当者が企業に対して出向いて、そういう説明あるいは要請を行ったというところでございます。

離職者に対しては手続等につきましては、安定所の窓口に来ていただいて求職の申し込みをしていただいたというところでございまして、そういった安定所の窓口に来られまして求職の申し込みをされた方々に対しては、職業相談あるいは紹介に現在努めているというところでございます。

なお、今後、状況に応じて、必要があれば就職相談会等の実施などについても検討してまいりたいというふうには考えております。

○山下芳生君 私は、その就職相談会の実施は必要だと思っております。なぜなら、皆さん若い方ですから、それからこういう業界というのは労働組合はほとんどありません。みんな未組織の労働者で、ばらばらなんです。しかも、小さい単位で、ほとんど店で動められておられますから、こういう場合どう対応したらいいのかというノウハウはほとんどないに等しいんです。

そういうときにこそ私は労働行政の出番だと思
いますよ。大量な離職者が出た場合に、それぞ
のハローワークで集団的な説明会をおやりにな
っているケースは幾らもある。今回も全国的な展
開がされているわけですから、幾つかの地方でそ
ういう対応をやるのが私は当たり前だと思います
が、いかがですか。

○政府参考人(上村隆史君) 先ほど申し上げま
したように、今後の状況を見まして検討してい
たいと思っております。

○山下芳生君 ぜひ実現を求めたいと思いま
す。続いて、このエステ業界の契約のあり方をめ
ぐりまして、私、少しこれは看過できない事態に
なっているのかなと思つたことがございます。そ
れは架空契約という問題であります。

今度の倒産事件を機に、エステ・デ・ミロード
ではこんな契約がやられておりますよという業
界関係者からの情報がいっぱいインターネットの
掲示板等載っております。これを見ますと、社員
が売り上げアップ、ノルマ達成のため、十万のク
レジットでも百万円で契約させ、お客様には十
分施術したら解約していいよと納得させて、架
空の売り上げを上げていた模様だと、こういうこ
となんです。

これは私は、十万なんだけれども百万の契約に
しておいて、途中で解約をしたという形にすれば
いいじゃないかと思うことだと思ふんですが、昨
年の訪販法、割賦法の改正で中途解約が認めら
れるということになったことを悪用したやり方では
ないかと思うんですが、通産省として、こういう
実態の調査をして、適切な対策を打つべきだと思
います。いかがでしょうか。

○国務大臣(平沼赳夫君) 御指摘のあったこと
に關しましては、よく調査をいたしまして、また御
報告をさせていただくようにさせていただきます
と思ひます。

○山下芳生君 次に、法案について伺いたいと思
います。
インターネット通販の問題ですが、もうさまで

また議論がありましたので、一点だけ伺います。

これまで通信販売は指定商品制がとられており
ます。しかし、消費者団体の皆さんからは、この
指定商品制を廃止する必要があるんじゃないか、
もういろんな商品がいろんな形で売られるわけだ
から、指定されたもののだけが規制されるというの
はよくないんじゃないかという声があります。

特にインターネット通販の場合、インターネッ
ト通販独特の商品というものがあるのをいたしま
す。例えばCDとかレコード、これはCDとい
う物として流通する場合は何も変わりませんが、
デジタルコンテンツという形で情報だけがイン
ターネットを介して流通するということが既に起
こっております。

そうしますと、例えばゲームソフトであります
とか音楽情報でありますとかを指定商品にされて
いないわけですから、それが問題となるおそれが
十分あると思うんですが、指定商品の全廃、それ
ができないならば、この法改正の施行までに政令
の追加でデジタルコンテンツを指定商品に加える
べきだと私は思ふんですが、いかがでしょうか。

○政務次官(坂本剛二君) ただいまのデジタルコ
ンテンツにつきましては、御指摘のようなコン
ピュータプログラムなどの電子化された情報に
ついては、それらが例えばフロッピーディスクの
ような記録媒体に記録されて取引される場合に
は、商品として既に政令指定されております。ま
た、記録媒体に記録されず、インターネットを通
じて直接提供が行われる場合についても、映画の
配信などについては役務として既に政令指定され
ております。

さらに、近時、御指摘のような音楽やゲームな
どのコンピュータプログラムがインターネット
を通じて消費者に配信されるような新たな形態の
取引が出てきており、それに伴う消費者トラブル
も報告されております。このため、今後新しい取
引やトラブルの実態を精査し、必要に応じ追加し
てまいりたいと考えております。

○山下芳生君 いつも後追い後追いというふう

言われてきたこの分野ですから、もうそうならな
いように希望したいと思ひます。

次に、今回の法改正の実効性を確保するために
幾つか伺いたいと思ひます。

法律をつくっても魂を入れなければだめだとい
うことであります。これまでも、この種の消費者
保護行政を、あるいは法を実効あらしめるために
消費生活センターの充実ということがもう繰り返
し言われてまいりました。

そこで、基本的なことを伺いますが、現在、地
方の消費生活センターは何都道府県、何市町村に
ありますでしょうか。

○政府参考人(池田実君) お答えいたします。

地方の消費生活センターの設置数ですが、都道
府県についてはすべての都道府県にござい
ます。それから市町村立で二百五十三カ所、合計四
百二十二カ所、平成十一年四月一日現在でそうい
う数になっております。

○山下芳生君 そのうち、PIO-NETの端末
が設置されているのは何カ所でしょうか。

○政府参考人(池田実君) お答えいたします。

平成十二年九月末現在の数でござい
ますが、PIO-NETの端末は二百四十四カ所の消費生活
センター等に設置されております。

○山下芳生君 五割強という感じなん
ですね。これを設置する場合、費用はどのぐらいか
つて、国からのぐらいい出るんでしょうか。

○政府参考人(池田実君) 費用としましては、経
済企画庁から地方公共団体に交付金を交付いたし
ておまして、端末機の借り上げ料、端末機の設
置費、データ入力費、通信運搬費、消耗品等など
に充てております。PIO-NET端末機の一
台目については全額補助、二台目については二分
の一補助でござい
ます。

交付金の総額でござい
ますが、平成十二年度現
在で二億五千五百万円
でござい
ます。

○山下芳生君 界屋長官に最後に伺
いますが、PIO-NETとい
うのは非常に役に立つと
私は

思っております。いろんなやり口を全国がネット
で結ばれることによって情報を共有して消費者が
ひっかからないようにする、またそういうやり口
を許さないようにするということは大事です。そ
れが残念ながら五割強のセンターにしかない。セ
ンターがすべての市町村にないというのも御承知
のとおりですから、大変部分でしかないというこ
となんです。

予算措置も、ハードとしては全額出るけれど
も、それだけではなかなか活用されません。やは
り入力するための新たな人が要るとか、やっぱり
それは使える人が要るわけですね。中には一週間
に一日しかあいていないセンターも少なくありま
せんから、そういう点では、新たに人材に必要な
費用も政府として補助することも必要ではないか
と思ひますし、ネット被害など被害が広域化、巧
妙化している中でそういう措置が今求められてい
ると私は思ひますが、所見を伺いたいと思ひま
す。

○国務大臣(堺屋太一君) 確かに、仰せのと
おり、このPIO-NETにいたしましては、消費
者センターを効果あるものにしていくためには、
人の問題、道具の問題いろいろござい
ます。

コンピューターの関係につきましては、我々の
方でもITの振興とともに充実したいと考えてお
ります。消費者契約法の実効性の確保に關する
要請というものを経済企画庁といたしまして行
いまして、消費生活相談員の育成、人材の確保等
について各都道府県の知事にあてまして要請を行
ったところでござい
ます。また、国民生活セン
ターによる消費生活相談員の研修、相談業務に關する
情報提供等によって消費生活センター等の苦情処
理が適切に行われるように今後とも支援をしてい
きたいと考えております。

来年一月から省庁再編成になりますけれども、
内閣府国民生活局にこの業務を移しましてさらに
強力に各自自治体にもお願いをしていきたいと思
ひます。

○山下芳生君 終わります。

○梶原敬義君 私は、訪問販売法のこの改正案につきましては賛成であります、少しその周辺にまつわる問題を質問させていただきたいと思ひます。

第一に、この改正案がなぜ今出てきたのか、一年前に改正案をやる時にどうして出なかったかという疑問を最初に持ったんです。

先ほどの説明にもありましたように、内職・モニター・商法とマルチ商法の関係につきましては、平成九年、十年、十一年、十二年と急に伸びてきているわけですね。ですから、これはもう九年の段階で判断すれば、これは何らかの形で対応していかなきゃいけないという事はわかっているはずですね。それが一体なぜ延び延びになって今ごろ出てきたのかということに最初に疑問を持ったんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(平沼赳夫君) 確かに、委員御指摘のようなそういう背景があったと思います。もう少し早く、こういうような御指摘でございましたけれども、やはり特にここ数年の伸びが大変大きなものがありまして、特に悪質になってきたという事でこういう形で対処をさせていただきました。

内職・モニター・商法に関する苦情相談件数は、昨年度は一万七千件ということで、三年間で倍増いたしました。特に、ことしになっては、健康布団のモニター・商法で多くの被害者を出した悪質事業者であるダンシングが警察に検挙される、こういうような例がありまして社会問題化した事実があります。また、このような悪質な内職・モニター・商法による消費者トラブルを放置することは、委員はもう少し早くやればよかったんじゃないか、こういう御指摘がありますけれども、警察に検挙されるような事案が出て、そしてさらに国民各界各層からこういった社会問題を放置してはならないと、こういうことで、急遽これに対する規制を中心とする本法律案を本臨時国会に提出させていただいて万全を期していこう、こういうことでございます。

○梶原敬義君 くだいようですが、ちょっと申し上げますと、平成八年、九年、十年、十一年、十二年と、こうずっと伸びてきておりますね。

実際に現場で苦情処理に携わっております国民生活センターの糠谷参考人、実際にずっと苦情処理に対する対応をしてくれて、一方はこれは担当は経企庁が窓口、一方は通産省と、この連携の関係でうまくいかなかったということはないんですか。

○参考人(糠谷真平君) お答えを申し上げます。

私も、各地から集まってきたりします消費生活相談、先ほどモニター・商法あるいはマルチ商法等々の件数を申し上げましたけれども、増加をしております。商法等につきましては、随時、年間大体十本程度でございますけれども、消費者被害速報というふうなものを出しております。それでマスコミを通じていろいろな情報提供して消費者の皆さんに注意を呼びかけるというのをやっておりますし、それと並行いたしまして、当然のことでございますけれども、経済企画庁あるいは通産省等々に情報提供をする、あるいはこういう事態になっているからこういうことを考えてくれないうかというふうなことをお願いするようなことをやってきております。

どうしても指定制ということになっておりますので、午前中の御審議の中でも御議論がございましたように、どのようなタイミングでやっていくかということについてはいろいろ御批判もあろうかと思ひます。私も引き続きP I O - N E T の情報を速やかに各省庁に提供する。

こう申し上げるとなるとでございますけれども、通産省も昨年継続的役務の問題をやっていたございましたし、今回、マルチの強化あるいは内職・モニター・商法の追加、それから先ほど伺いますと資格商法についてもやろうという事で、私どものデータを使っていたでございまして早く御努力をいただいているのではないかとと思ひております。

○梶原敬義君 急ぐなら、これはたしか施行は来

年六月一日になっていたんですね。これは四月一日からの実施だつていいんじゃないのか。急ぐことを何で六月一日にしたんですか。

○政府参考人(杉山秀二君) 先生御指摘のとおり、なるべく早くこういった法律を施行したいというのはいくらでもそういう考えでございますが、新たな規制をするということでございますので、その周知徹底、これは事業者側の対応も含めましてきつちりとした対応を図ってもらわなければいけないというふうなことでございまして、大体半年ぐらい施行までの期間を要するというのが従来の大体の感じでございます。したがって、今回におきましては六カ月程度の周知徹底あるいは準備の期間を経て施行するというようなことにした次第でございます。

○梶原敬義君 どうもびんとこないんですね。

次に、糠谷参考人もおられますから、あわせて経企庁の関係もありますからお聞きしますと、ことしの四月二十七日に消費者契約法を議論するに当たりまして、消費生活センターの相談員の身分のこと、あるいは勤務条件のこと、定年、報酬、諸手当、これはもうばらばらになっていまして、これは何とか前向きに、「消費生活相談員の重要性にかんがみて、消費生活相談員が安心して相談業務に当たれるよう国として労働条件をもう少しそろえるような、そういう努力はできないか、」と、こう私質問したんです。これに対して、堺屋長官はこう答えていらるんです。

消費生活相談員の労働条件でございますが、実は私も大変残念に思っております。

各自自治体において自主的に決められる事項でございますけれども、経済企画庁といたしまして、消費者契約法を有効性のあるものにしたいという観点から、消費生活センターにおける苦情相談等に対応する相談員の役割は重要でございます。そのために、やはり働きやすい環境をつくらなきゃいけない。

特に委員御指摘のように、勤務日数を見ます

と八日ないし十二日というあたりが一番多いようでございます。勤務が甚だ不安定、しかも契約が一年というものが圧倒的に多いという点は改善の余地があるのかと思ひております。そういう意味から、働きやすい環境をつくるように自治体に対して要請してまいりたいと考えております。

このように堺屋長官は答弁しているんですね。その後、このことについて、少し時間が経過しておりますから、どういうようにその間取り組んできたのか教えてください。

○政府参考人(池田実君) お答えいたします。

委員御指摘のように、消費生活相談員は非常に重要な役割を果たしているわけです。しかし、このところは御理解いただきたいのですけれども、各地の消費生活センターに勤務する消費生活相談員は各地方公共団体が採用しております。その労働条件はそれぞれ地域によって異なる事情がございます。その地域の実情を踏まえて各地方公共団体が自主的に決めていくわけでありす。

私も、そういう地域の決定に参考になるように、各地方公共団体でどのような勤務条件があるかというのを調査しております。そういう調査を各地方公共団体に情報提供して参考にしてみようというふうなこともやっております。それから、先ほど大臣が御答弁申し上げたところでもありますが、消費者契約法の実効性確保に関する要請において、これも都道府県に行っておるわけですが、紛争の相談、あっせんを行っている消費生活相談員について、その育成、人材の確保及び専門性向上のための施策を実施されるようにという要請を行っているところであります。

また、私も……

○梶原敬義君 時間がないから、聞いていることを答えてください。

○政府参考人(池田実君) はい。私も、支援の方としてそういうことをいろいろ努力はしておりますが、先ほど申しましたように、相談員の労働

条件というのはそれを採用する各地方公共団体が
お決めのすることであるということをお願いいた
だきたいと思ひます。

○梶原敬義君 いや、堺屋長官が四月二十七日に
答弁したのを今読み上げた。堺屋長官としては、
そういう環境をつくるように自治体にも働きかけ
ていくとか、いろいろ言っているでしょう、先ほ
ど言ったように。四月二十七日から今日まで時間
がたっているから、この間に何かをしたのか、こ
う聞いているんです。

○政府参考人(池田実君) お答えいたします。
先ほど申しましたとおり、十二年六月二十七日
付で、局長名で知事に先ほど申しました消費生活
相談員について育成、人材の確保、それから専門
性向上のための施策を適切に実施されるようにと
いう要請を行っております。

○梶原敬義君 そういふ場合はもう要請のしっ放
しですか。チェックはしない、結果、どうなっ
ているのか。

○政府参考人(池田実君) 先ほどから繰り返しに
なりますが、最終的に各地の各地方公共団体の消
費生活相談員の労働条件を決定するのは地方公共
団体ということで、私どもはそれに対して要請を
するという形でできるだけのことをしているとい
うことでございます。

○梶原敬義君 梶谷参考人は一番元締めにおられ
ますから、聞いておられまして、大体それは少し
進んでいるのか、ただじつと停滞しているのか、
知事に言うてそのままなのか、そこらの感覚は現
場におられてどう見えますか。

○参考人(鎌谷真平君) 消費生活相談員の処遇の
問題につきましては、私どもは毎年、地方の消費
生活センターの所長会議というのを東京あるいは
神奈川県、相模原のテスト施設で年に一回やっ
ておりますし、それから各ブロックごとにブロッ
クの所長会議というのをやはり年に一回やっ
ております。そこでは、共通して相談員の処遇の問題
というのが出てきておりますので、そういう意味
では依然として切実な問題として各地で取り上げ

られていっているのは事実であらうと思っております。

そういう意味では、委員御指摘のような問題は
引き続きあるということで、私どもも経済企画庁
を通じて、ぜひできることはやっています、こ
ういふふうに思っているところでございます。

○梶原敬義君 これ以上聞いてもなんでしょう
から、内閣府にこれ移してしまえばもう知らぬと、
こういうことではまた困りますし、また後日この
問題については質問させていただきますと思つて
おります。

次に、通産大臣。今度、通産大臣はAPECへ
行かれますね。そのときに、二〇一〇年目標でこ
の域内すべての人にネットをというようなことを
何か首脳会議か何かで決議するんですか、ネット
ワークを。何かそういう記事が新聞に載りました
が。

○国務大臣(平沼赳夫君) 梶原委員、どうい
うニュースソースかちょっと私はわかりませんけ
れども、APECで域内すべてにそういう形でイン
ターネットというのはAPECの正式な一つの決
定事項としてはないと思っております。

いわゆるIT社会を実現していこうという、そ
ういふスローガンはありますけれども、いつ何日
までにそういうインターネット社会を域内全域に
行き渡らせる、こういうことではないと思ひます。

○梶原敬義君 十一月八日の読売の朝刊にも載
っておりますし、APECのブルネイの首脳宣言案
の中にどうも入っている。これには日本から森首
相、河野外相、平沼通産相が出席する、そういう
こともちょっと載っているんですが、

それはさておきまして、文部省、おいです
か。

これは、インターネット通販にしてもパソコン
にしても、なかなかその技術というか、それも使
いこなさないう、やっぱり事故も起きると思ひま
すね、通販事故が起きると思ひます。苦情も出
てくると思ひますが、第一点、子供たちにこれ
からのインターネット普及に向けてどういう教育

をなさるのか、それが一つ。

それから、逆にインターネットとかパソコンと
かというのが普及した場合に、日本の社会あるい
は子供社会がどのように変わるのか。

例えば、ちょっと私、図書館で資料をこの前調
べたのがあるのでも申しますと、テレビを昭和五
十二年には子供たちは平均百十二分間見ておつた
が、ずつと下がって平成四年に九十二分、そして
また平成十年に上がって九十八分にテレビを見て
いる時間が上がっているんですね、平均して。同
時に上がっているのは、テレビゲームの関係が平
成年に二十六分が二十七分になり三十一分にな
って、平成十年には三十三分になっている。テ
レビとテレビゲームがずつと上がっているんです
よね。それで子供の野外で遊ぶのとかあるいは勉
強時間とかが減っているような数字を僕は持っ
ているんです。

これにまたパソコンのインターネットとかが入
ってくると、子供たちの社会というのはどんな
社会になるのだろうかとか非常に心配なんです。
インターネットの負の問題ですね。決して健全
な、太陽に当たらぬでこんなものばかり見て
操ってやっているとというのは私は問題があると思
っているんですが、その点。

それからもう一つ、今、通産大臣はまだ知らぬ
と言ったけれども、APECは開発途上国が多い
ですね、ここにもパソコンやインターネットがだ
あつと全部行く。まさに世界共通になるわけだ
ね。

そこで、共通語が何か、やっぱり当面は英語が
わからないうこれは大問題が起きるんじゃないで
しょうか、子供たち。パソコンに出てくる英語で
も、ある程度は読解力か何かがないと、これは大
変な問題が発生してくるんじゃないか。発音とか
はどうでもいいけれども、インターネットに出て
くるやつが理解できぬ、できぬままインターネット
トだけが先に各国の家庭につながってもこれまた
意味がないし、やっぱり長期的な展望に立つてイ
ンターネットに向かうような英語教育が何かを今か

ら考えておかないう。

この調子でインターネットをどんどん普及させ
るといふのなら、これはそういう問題が出てくる
と思ひますが、これも文部省はどう考えるか、
あわせて。

○政府参考人(御手洗康君) まず、コンピ
ューターないしインターネットの教育について基本的
な考え方を申し上げたいと思ひます。

今、すべての学校にコンピューターを整備して
おりまして、インターネットの接続状況もおおよそ
六割弱というところまで来ておりまして、平成十
三年度まではすべての学校をインターネットに
接続し、平成十七年度までは、その次の目標と
いたしまして、すべての教室からインターネット
に接続をして授業で活用できる、こういう整備計
画を目標に進めていこうと思ひます。

その際、文部省といたしましては、情報教育の
目標といたしましては、情報の基礎的な知識、技
能という情報の実践的な活用能力とあわせてま
して、情報に対する科学的な態度、さらには情報社
会に参画するモラルあるいは著作権問題等の正し
い理解、こういった利用者が参画します態度の問
題、こういったものをあわせてまして情報活用能力
という形で総合的に教育をいたすことにいたして
おります。

具体的には、中学校段階になりますと技術・家
庭の中に情報とコンピューターという領域を設け
まして、これをすべての中学生が必修として学習
する。さらには、高等学校になりますと、平成十
五年度から普通教科の中に情報という科目を新設
いたしまして、これもすべての高校生が全員必修
して卒業するということで、体系的な教育を中
学、高等学校で行うことといたしていただくと
ございまして。

また、各教科の中におきましては、具体的な教
材といたしまして、あるいは実際の教具といた
しまして、コンピューターやインターネットを積
極的に活用するということにいたしていただくと
ございまして。その中におきましては、特に御指

摘がございました個人情報保護の問題あるいは著作権に基づいた情報の適正な扱いの問題さらには情報を発信する際に犯罪の被害や加害、そういったことにならないための知識や個人の責任、こういった情報モラルの問題につきましてもきちっと教えることにいたしているところでございます。

また、これとあわせまして、子供たちの心の健康あるいは体の健康という観点が非常に大事な御指摘でございましたけれども、文部省といたしましては、これまでも学校教育の中におきまして、各教科、例えば体育あるいは生活科というような形で体験的な学習、体を動かす学習ということをやってきております。平成十四年度からは総合的な学習の時間ということで、特に地域に出かけていって地域の環境問題や福祉の問題やそういった問題につきまして実際の体験的な活動を主体としながら学習する、こういったような時間を、小学校では三時間、中学校では二時間ないし三時間という形で、必修として設けて配慮いたしているところでございますが、そのほかにも、文部省といたしまして、これまで少年自然の家あるいは青年の家というような形で国公立施設が六百施設ほどございますけれども、年間五百万人ほどの青少年がここを活用いたしているところでございます。

特に、今後学校週五日制の実施に向けまして、現在全国子どもプラン、緊急三カ年計画ということで、例えば環境庁と連携をして全国の国立公園での環境保全活動を行う子どもパークレンジャー事業、あるいは農水省と連携をいたしまして子ども長期自然体験村というようなことを、各市町村の御協力を得ながらこういった事業を展開して、子供たちがより積極的に自然体験あるいは社会体験、こういったものがよりふえるような活動も努力をいたしているところでございます。

最後に、外国語教育についてのお尋ねがございました。文部省におきましては、現在、中等高等学校にお

きまして英語を中心とする外国語教育を行っているわけでございますけれども、ここにおきます目標は、基礎的な、実践的なコミュニケーション能力ということで、読む、書く、話す、聞く、これをバランスよく教えるつも、実践的なヒアリングあるいは会話能力等を重視したコミュニケーション能力の育成を重点にいたしているところでございます。小学校におきましては、先ほど申し上げました新たに新設される総合的な学習の時間で、国際理解教育の一環として英会話に触れる体験的な学習を小学校三年生から各学校の判断で導入することができるといようなことをいたしまして、早期から英語を中心といたします外国語能力の育成というところにも意を用いているところでございます。

また、特に中学校、高等学校の英語の場面におきましては、コンピュータやインターネットを利用した場面を設定した、そういった中で英語の学習が行えるようにと、こういったことも新しい学習指導におきましては特に強調いたしているところでございます。

○国務大臣(平沼赳夫君) 先ほど読売新聞の記事で梶原委員おっしゃいましたけれども、今回のAPECの首脳宣言で検討中の事項として、二〇〇一年までにAPEC域内のネット普及というのものが検討事項の一つに入っていると、まだ確定はしていないようでございます。

御承知のように、APECには先進国から開発途上国までございまして、この前のサミットのいわゆる宣言の中にも、デジタルデバイドを解消するために日本は百五十億ドル拠出する用意がある、こういったようなことを打ち上げております。ですから、域内のそういったデバイドを解消する、そういったようなことが盛り込まれて宣言の中に入る可能性はある、こういったふうに思っております。

○梶原敬義君 わかりました。もう一度文部省に聞きますけれども、何も私今言っているのは、英語教育を、何か英語英語とい

うことを言っているんじゃないので、こんなにインターネットを国が首頭をとってどんどんどんどんAPECにまで出ていってわあわあやって広めていくのならば、やっぱり子供たちがインターネットに出てくる文章ぐらいいはわかるようにならないと、やっていることと実際とがずれてくるんじゃないか。あるいは、インターネット共通語が中国語になるというのなら中国語か何かをしておかなければいけない。だから、パソコンを買ってインターネットをつけて、それでいい済みますというふうなものではないんじゃないかと、こういったことが言いたいんです、大臣に。

○国務大臣(平沼赳夫君) 確かに、特にこの一九九〇年代はアメリカによってインターネットというものが非常に発達をして、それがグローバル化という形で世界全体に広がってきまして、したがって、先生が先ほど御指摘のように、国際的なインターネットの公用語は英語になっているというところは事実であります。ですから、そういった意味で、これからインターネットを普及していくためには、先ほど文部省の方からもその答弁の中にありましたけれども、やはり英語の習熟度を高めるということには非常に必要なことだと思っております。

また一方、インターネットの普及に当たって、これは先生も御承知だと思っておりますが、やはりハードの面の開発も非常に進んでおります。したがって、お年寄りや若者や、あるいは健康者や身体に障害を持っている方、こういった方々がひとしくインターネット社会を享受できるように、機器の開発という形で既に一部は実用段階に入っておりますけれども、自動翻訳というような形でコンピュータの中でそういった言葉の転換が行われる、こういった技術も非常に進歩を遂げてきております。

しかし、それはそれとして、先生御指摘の、やはり国際的に非常に広く使われております英語というものの習熟度を高めるということはこの国の

将来にとっても悪いことではない、こういったふう

に思っております。

○梶原敬義君 いっぱい通告しておりましたけれども、もう時間が来まして、これでやめます。

○水野誠一君 無所属の会の水野でございます。今、梶原委員から、内職・モニター商法に対してはどうも今回の法制の対応が後手に回っている、こういった御指摘がありました。最近の急速な増加傾向を見ると確かに梶原委員おっしゃるとおりではないかと思うわけですが、一方、今回、インターネットについては大変先取りといえますか、先進国に対しても先取りというところがあるわけで、今回の法改正がなされるということであるわけでございます。特に、OECDにおいて電子商取引消費者保護ガイドラインが昨年十二月に採択されたことを受けて、今回は電子商取引に参加する消費者がリアルな世界を下回らないレベルの消費者保護を受けることを確保するための法整備だということ、なされたこと自体は私は評価したいと思っております。

しかし一方、大変インターネットの世界というのはまだまだ未確立な世界だけにさまざまな意見もあるわけでございまして、特に今回のわかりやすい画面の義務化ということについて言えば、わかりやすさの基準というのはどのレベルに置くべきなのか、これは大変難しいテーマではないかと思っております。

事実、いろいろ資料を拝見しておりますと、産業構造審議会インターネット通販小委員会の議論の中でも、取引ルールについてはまだ発展途上であり、現時点で民間の創意工夫を限定してしまうような措置は望ましくない、費用対効果や技術の進化による解決についても考慮する必要がある、ただし説明義務的なものは重要であり、消費者が求めている情報は何か考えるべきだと、こんな意見も出されていると伺っております。

画面表示規制について申せば、過度なわかりやすさを求める余り、健全な事業者にとっての新しいビジネス形態や技術の採用など、そういった創

意工夫の部分を妨げることになってはいけなく、思うのでありますが、このバランスについていかがお考えなのか。

先ほど政務次官の方からその省令の内容ということについては御説明ありましたので、そこはダブらないで、もうそこは伺っておりますので結構なんですが、そういったバランスの問題だと思っておりますが、その辺については通産省はいかがお考えなのか、伺いたいと思います。

○政府参考人(杉山秀二君) お答え申し上げます。

ただいま御指摘がございましたように、インターネットにかかわります技術、あるいはそれを利用してビジネスというのは非常に速いスピードで変化あるいは発展をしております。したがって、規制をするにいたしても、それがこういった技術や新しいビジネスの発展を妨げるものがないようにいろいろな配慮をすることは御指摘のとおり重要だと考えております。産業構造審議会の議論の中でも、そういった技術に対する中立性あるいは非偏重性といえますが、柔軟に規制を考へるべきだという御議論が随分ございました。

したがって、今後省令を定める際には、そういった画面表示のわかりやすさによって消費者の保護を図るという観点と、今先生がおっしゃったような技術やビジネスの発展を妨げることのないように、技術中立性あるいはフレキシビリティというような両要素を十分勘案して考えていきたいと思っております。

具体的には、先ほど総括政務次官、政務次官からお答えしたような、そういった文面を考へておりますが、技術の進展等をよくにらみながら、そういった省令の中身についても不断の見直しをしていきたいというふうに考へているところでございます。

○水野誠一君 先ほど加納委員からも、法令の書き方と、それから省令の中身とがなかなかギャップがあるというか、わかりにくい、こういう御指摘

があったんですが、私も実は、インターネットに対しての今回改正があるということで、どこに書いてあるのかなと思つて一生懸命探したんですが、よくわからないんですね。ようやくどうも九、十四条に書かれていた部分がそうらしいということ、理解をしたんですが、要は、そういう法改正をされるときには具体的に省令でどういう内容になるのかということまである程度お示しいただかないと、我々としては判断がつかないなと。これは法律の制定上のテクニックの問題でありますので、我々もその点は勉強してフォローしなきゃいけないんだと思うんですが、そんな感想を私も持ちました。

ただ、重要なことは、インターネットでこういった販売をする場合は、画面のわかりやすさとかよしあしが重要なんではなくて、業者の質でやっぱ判断しなければいけない。ですから、先ほどから事例で、二つクリックをしてしまったら二つ物が来ちゃったというような確かに事故というものが当面あるだろうと思うんですね。しかし、逆に言えばその商品をいかに、あるいはその行為をいかに訂正ができるかとか、あるいは送られてきたやつた物をいかに返品を受け付けるかというようなことでやはり判断をしていかないといい部分ではないかなということもありますので、今お答えにあったような非常にバランスの問題というの、これは十分御配慮をいただきたいというふうに考へております。

それから次に、今回の法改正で現状の悪徳商法あるいはネット通販に対する消費者保護のための法規制、これがかなり整備されたというふうに評価できると思うんですが、いかなるルールをつくっても、悪徳業者が本当にだまそうと思つてやっとなときというのはもうどうにも対応ができないわけでありまして。法の網をぐぐり抜けて新たな悪徳商法を考へるであらうというところは、今までも訪問販売法の改正を重ねても苦情相談件数が一向に減らないということからも明らかであります。

昨年の訪販法の改正、あるいはことしの消費者契約法の質疑の際にも私は述べさせていただいたわけですが、消費者行政においては、いかにこういったトラブルを予防していくかということこそが大事なことであつて、そのための消費者教育というものをいかにこれから強化していくか、充実させていくか、この点を私は大変重要だと思つて考へております。

今国会でもIT基本法が審議されておりますが、さらなるIT化推進のためには、ネットビジネスにおけるトラブルを予防するための消費者教育、これが最重要点だということは論をまたないわけでございます。大臣からも、本法案提案理由の中で、消費者自身の自覚が大事であり、また、それを促すための情報提供、消費者啓発が重要である趣旨のことを述べられておりますが、通産省としては具体的にどのような取り組みをこれからさせていただく予定なのか、この点について御説明をいただければと思います。

○国務大臣(平沼赳夫君) 水野委員御指摘のとおり、消費者保護というのは非常に大事なことであり、思つております。私も、提案理由の説明の中で、今委員がお述べいただきましたような趣旨で提案の理由を説明させていただきました。やはり消費者自身が自己責任をまず認識するということが大切で。

しかし、今、先ほどの答弁の中でも私は申し上げたんですけれども、自己責任といひましても、若年層にそういった被害が広がっている、こういうことを考へますと、一概に自己責任ということだけでこれを律するわけにはいかないと思ひいます。

したがって、やはり消費者を保護するためには積極的に啓蒙運動だとかPRを行つていかなきゃいけない、こういう形で我々は、トラブルに巻き込まれないように十分注意を払ふこと、このことに力点を置いて、消費者に対して常にトラブルの実態でありますとかあるいは法制度等について十分な情報を提供して、そして注意を喚起す

る、このことが重要であると思ひいます。

このような観点から、通産省といたしましては、具体的には説明会の開催、これは全国の自治体で七千回を超えるという説明会を開催させていただきまして周知徹底する。また、展示会も千二百回近いという展示会をさせていただいて、これも啓蒙に努める。それから、若年層の被害者が多いということで、若い人たちが集まるちょうど成人の日に焦点を絞つて、そこに要点を書いたパンフレットを六十万枚その日に全国で配布する、そういうことで注意を促したり、あるいは今テレビの時代でございますから、政府広報というような意味で全国九局から、五分程度の内容でございますけれども、幾通りか準備させていただいて、これも放映をして周知徹底させていただく、こういうことを具体的に取り組んでやってまいりました。

こうした政府の取り組みに加えて、さらに民間団体や民間各企業や産業団体が消費者との間の建設的な関係を築くために積極的に情報提供、情報公開、これを行つていくことも同時に極めて大事なことであり、例えばですけれども、日本通信販売協会と日本商工会議所がオンライン・トラス・マーク、こういう制度を開始して、安心して取引ができる、こういう制度もつくりまして、消費者へのそういう新しい情報提供も行つているところであります。当省といたしまして、これが一番重要な観点でございますので、民間の活動に適切な支援も同時にあわせて行つていきたい、こういうふうに考へております。

○水野誠一君 今、大臣からの御答弁があったんですが、消費者啓蒙の上で、悪徳商法の実態あるいはトラブルの実態の情報を消費者に知らせていくということが大変重要である。また、消費者の注意を喚起し自覚を促す上でも、こういった今お話にあったようなさまざまな手法をこれからトライしていられるということは大変重要なことだと考へております。

しかし、前に、高齢者のそういった悪徳商法被害というものが年々ふえているという中で、これ単純にそういうものを予防していくためには、やはり省庁の壁を相当越える、あるいは国、地方の壁を越えても、例えば老人のための介護施設であるとかあるいは老人ホームであるとか、そういった場所も使いながら啓蒙していく、あるいは若年層ということにおいては学校というような場も大いに活用しながらその啓蒙をしていくというようなことが必要じゃないかなというように、それを申し上げたことのあるのでありますが、ひとつそういった省庁の壁を越えてこの教育には力を入れていただきたいと思っております。

そこで、国民生活センターに伺いたいんですが、消費者トラブルや苦情相談が全国の消費生活センターに寄せられている、これはもう大変な数であって、大変御苦勞なさっているということをお願いしております。それらのデータというものが、どのように処理されて、消費者にどのように公開されているのか。この点ももう前に一度伺ったことがあるんですが、どうもなかなか伺っていてもはっきりしないというか、いま一つという感じがあるんですが、その辺が少しずつ改善されているのかというように伺えればと思います。

○参考人(鎌谷眞平君) 御説明を申し上げます。

国民生活センターでPIONETを通じて全国から相談情報、苦情相談情報が約四十五万件、それから商品等だけが来たというような危害情報が一万七千件ぐらい毎年来ているわけでございますけれども、そういうものを分析いたしましてどういう形で提供しているかということでございます。

一つは、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、こういうこういう商法で問題が生じている、こういう商品が危ないというような注意情報という形で年間十回程度、これは新聞紙上で大体報じられているところでございます。それから、私どもの月刊誌でございますけれども、「国民生

活」という月刊誌と、それから商品テスト情報を中心とした「たしかな目」という、これも月刊誌でございますが、そこを通じていろんな情報を提供している。それから、テレビは毎週一回、これは五分番組でございますけれども、提供をしているということでございます。

それから、最近力を入れておりますのはインターネットを通ずる情報提供でございます。今申し上げましたような発表物は基本的に全部インターネットで出しておりますけれども、もう一つ、ことしの四月から始めましたのは、典型的な相談事例といえますが、先ほどのような悪質情報もございまして住宅建設上の問題とか、いろいろ消費者から相談があったことについてどういふふうに対応してどういふふうな結果になったかということ、典型的な相談事例をインターネット上で提供して、消費者の皆さんが参考にできるようにするというようなことをやっております。

それから、もう一つ最近力を入れておりますのは、単にどういふ問題があったということだけではなく、それが構造的にどういふ問題があるか、制度的にどういふふうにつながつていくかということについて提言をするという形で、昨年からこれとにかかしましては多重債務の問題、これは金利の問題等もございしますが、多重債務の問題あるいは株等を中心とした金融商品の取引の問題、それからつい先日はインターネット取引という形で、特別調査という形で制度問題につながるような提言も含めた発表をしていくということでございます。

あと、マスコミからの取材はもうしょっちゅうございまして、年間大体二千件ぐらいがマスコミを通じて取材がございまして適宜報道をされている、こういう状況でございます。

○水野誠一君 前に国民生活センターの相談員の方に来ていただいて参考人質疑をしたときに、インターネットをもっと使えないのかというように、ことを実は申し上げたときは、プライバシーの問題もあるので課題ではあるけれどもまだま

一つだというお話だったんですが、今伺いますと非常にインターネットの利用というものが促進されているようにございまして、大変私も今お話を伺って安心をいたしました。

一つ私は予防という立場で教育が大事だということを申し上げたんですが、もう一つは、こういう事件が起きて、それに対応していくということだけではなくて、例えば国民生活センターがみずからそういうサイトあるいはそういう販売手法というものをモニターして、その問題点を探っていくというふうなそういう考え方、これはいかがなんでしょうか。

特にインターネットの場合とか、私は画面を見ているだけじゃ何もわからない、やっぱり実際に使ってみて実は問題がわかるという点がいりいろあると思うんですね。ですから、そういう意味で何かモニタリングみたいな、モニター商法のモニターじゃないんですけれども、例えば国民生活センターがみずからモニターをしてそういう問題のある商法を見つけていくというふうな、事前にチェックしていくような手法というのはこれから検討の余地があるのかどうか。これはもうあるいは経済企画庁に伺った方がいいのかもしれないが、その辺は何かございしますか。

○参考人(鎌谷眞平君) 先生御指摘のようなことについてのお答えになるかどうかでございますけれども、全国の消費生活センターの相談員の皆さんは、日夜、日夜といいますが毎日、消費者の方と実際にお話をしながらこういう商法についてこういう問題が起きているとございまして、基本的には実際にモニターをしているのと同じような、それから、実際相談で対応いたしますときには、私どもの相談部におきましては業者と消費者、利用者と三者、私どもを交えて話し合いをするということもやっておりますので、基本的には実態に即してやっているつもりでございます。

それから、先ほど申し上げましたインターネット取引の特別調査におきましては、実際に今ござ

いますページに全部アクセスをして一つ一つずつと見ていって、何が問題だということを頭に置いて今回の報告書をまとめたということでございます。

○水野誠一君 それに関連して伺いたいんですが、消費者保護に関していえば、法規制の整備も大変重要なんですが、先ほどから申し上げているような悪徳商法というのは法の網をくぐり抜けるためにいろいろ日夜彼らも努力をしている、努力をしているというところおかしな言い方ですが、考えているわけでありまして、より迅速な対応が求められると。この法整備についてもやや後手後手に回っているという御指摘もあるわけでありまして、国民生活センターが消費者トラブルあるいは苦情相談についての情報を広く消費生活センターなどの関係機関から集めて、そして警察であるとか通産省であるとか公取であるとか、そういう関係当局と速やかで綿密な連携を図ることというのは非常に私は重要なんじゃないかと考えています。

情報の具体性やスピードに関していえば、これはある程度伺っている相談件数の多さあるいは相談員の少なさとか、あるいはプライバシーの問題とかあるいは情報の正確性の担保など、いろんな懸念材料もあることは承知しておりますが、監督官庁として、経済企画庁に伺いたいんですが、この辺についていかがお考えなのか、伺いたいと思います。

○政務次官(小野晋也君) 水野委員が今御発言になられましたとおり、悪徳商法だと言われるようなものに取り組んでおられる方々は、法律をいろいろとつくっていきましても、そのすき間をねらっているような取り組みをやっているとございまして、これはまさに複雑な、また多様な形であられてくるものだろうと思います。ですから、それに対して対応していくことが行われているかというところを見、そしてその問題の本質をつかみ対応していくということござい

して、もう既にこの場で議論がたぐさ出でまいりました。PIONEERが、その問題がどういう形で生まれているかというのを全国各地から収集をし分析する上で非常に有力な道具になってきていると考えている次第でございます。

ですから、国民生活センターでは、このPIONEERで収集いたしました情報をもとにいたしまして、これは消費者の皆さんに啓発すべきものであるということになります。今の話にありましたとおり、インターネットを活用しての啓発、ないしはさまざまな啓発資料を発行いたしましてそれを皆さんにお届けするというような取り組みをやりますと同時に、関係各庁にこういう問題が起きているということを情報をお伝えさせていただいて、さらに対策が必要な場合にはその対策を求めていくと、こういう形で各省庁連携のもとに消費者の保護を図れるように努力しているという状況でございます。

○水野誠一 ありがとうございます。

今回の法改正において、広告規制の対象者が一括者から勧誘者あるいは連鎖販売を行う者に広がった。この場合の勧誘者、連鎖販売を行う者というのは、事業者、いわゆるBツーBというところのBですね、ビジネスに当てはまるということだとおっしゃるんですが、これは考え方によっては非常に限りなく消費者、つまりCに近いものでもある、こういうふうな考えられております。

現在の訪販法というのはBツーCを原則としていて、これは先ほど来お話に出ていたところでありまして、今後はCツーCの取引の問題が生じるおそれがあると私は考えているんです。

といいますのは、一つはオークション。これは、インターネット上のオークションというふうなものも頻りに今行われるようになってきている。私なんかよく、これはトライアルで一つのモニターみたいなものなんですけれども、やってみて確かに、あんなるほど、これは便利なものだな。

しかし、そういうことで見聞きをしている中

で、やはりいろんなトラブルがあるという話も聞くわけですね。そうすると、BツーC以上にCツーCの取引、あるいは本当はBツーCなんですCツーCを装っている取引、こういうものも大変多いわけでありまして、これはなかなかこの辺の判断というものが難しい、複雑になっていくんだ、こんなことを考えております。

事実私も、最近実はあるサイトで、これは非常に有名なポータルサイトに載っているビタミン、いわゆるサプリメントの販売サイトで商品を買ってみたんです。それは確かにそれ自体は大変問題なく商品が届いた。

ところが、それから数日を置かずして、ある個人から、知らない人からメールが入ってきた。そのメールはまさにマルチを勧誘するメールなんです。つまり、あなたはビタミンに興味がありそうですね。こういう薬があるけれども、それはもうと安く買えるところか、例えばこういうふうにお友達を勧誘していくと月収数百万も夢ではないと、そんなことが書かれていたものが来る。

これは確かに、マルチ商法の中での一員がみずからそういったサイトを開いて販売をしていく、勧誘をしていく、あるいはメールを出していく、そこで非常に信頼のできるサイトから物を買ったということで、私のアドレスが流出しているということも実は問題なんです、やっぱりその裏には、これは悪く言えば相当なたくらみがあるんだ、そういう感じがするんですが、一般的な善良な市民は相当それに心を動かされるんじゃないかなと、そんな感じがいたします。

これはBなのかCなのかというふうな、つまり、時と場合によって都合がよければCの顔をすればいい、いざとなればBになるというふうな非常に使い分けをする時代になっていくんじゃないか。そうすると、これからこういう法の規制の仕方というものも非常に難しい、さらに難しい時代になるんだ、そんな感想を持っております。

これについてはきょうは御答弁は結構でございますが、一応そんな問題も含めて課題は大きいと

いうことを指摘して、私の質問を終わります。

○委員長(加藤紀文君) 他に御発言もないようです。質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(加藤紀文君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

円より子さんより発言を求められておりますので、これを許します。円より子さん。

○円より子君 私は、ただいま可決されました訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党、社会民主党・護憲連合、無所属の会及び自由党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案(議案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 業務提供誘引販売取引に関する規定の適用に当たっては、消費者を幅広く保護することの観点から、保護の対象となる者の範囲について、近時の在宅就業等の実態に即した柔軟な判断を行うこと。

二 業務提供誘引販売取引に関する規制の新設並びに連鎖販売取引の定義の改正及び広告規制の対象者が下位加盟者に拡大されること等について、事業者及び消費者の双方に対して法改正の趣旨及び内容の周知徹底を図ること。

三 通信販売において顧客の意思に反して売買契約等の申込みをさせようとする行為に対して

では、今改正に係る主務大臣による指示を機動的に発動するとともに、インターネットサーフデュー等の各種施策の充実強化により、消費者を混乱させやすい画面表示等について、一層の改善が図られるよう努めること。

四 電子商取引が普及拡大し、その対象が多様化していることにかんがみ、取引の実態把握に努め、指定商品等の追加について、適時適切な検討を行うこと。

また、電子商取引に関するガイドラインの策定やオンライン・トラスト・マーク制度などの消費者トラブルの防止に関する産業界の自主的な取組を支援すること。

五 消費生活センター、消費者団体、NPO等の活用により消費者教育、啓発活動の充実を図ること。その際、被害者の多い若年層への教育に特に配慮すること。

また、消費生活センターの存続維持について適切な配慮を払うとともに、相談員の待遇改善と資質向上に向けて一層の支援に努め、苦情・紛争処理機能の充実強化を図ること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(加藤紀文君) ただいま円さんから提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(加藤紀文君) 全会一致と認めます。よって、円さん提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、平沼通商産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。平沼通商産業大臣。

○国務大臣(平沼赳夫君) ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法律案の適切な実施に努めてまいりたいと

考えております。

ありがとうございます。

○委員長(加藤紀文君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤紀文君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十九分散会